



日猟会報

NEWSLETTER Vol.49

2023.9

令和4年度
農水省捕獲者育成モデル事業報告
野鳥の鳥インフルエンザの
発生状況と注意点

特集1

特集2



一般社団法人
大日本猟友会



(エゾライチョウ)

日猟会報

第 49 号 令和5年9月

目 次

会長挨拶	1
特集 1 令和 4 年度農水省捕獲者育成モデル事業報告	2
特集 2 野鳥の鳥インフルエンザの発生状況と注意点	7
レンジャーだより (北アルプス)	12
令和 4 年度事業報告等	14
県猟からの報告	20
農林水産省からのお知らせ	25
実包管理帳簿様式	26
日猟トピックス	28
大日本猟友政治連盟の活動報告	30
統計資料	32
共済だより	38
狩猟事故共済普通保険約款	45
「ポスターのモデル」紹介	52
鳥獣被害対策総合補償制度について	53

会長挨拶



新型コロナウイルスの位置づけが、5月に2類から5類へ移行し、行動制限も解除されて、国民生活は落ち着きと活気を取り戻しました。大日本猟友会においても、4年ぶりに平常の形で定時総会を開催し、「脱コロナ」で再発進することができました。

令和4年度末の構成員数は、第一種銃猟者が1,500人減少し、総数では1.4%の減少となりました。一方で、女性会員は400人増加し、全体の3.3%となっています。令和2年度から3か年計画で実施してきた担い手助成金の配付は、構成員数減少の一定の歯止めとなっているものと思われ、多くの都道府県猟友会の強い要望もあって、今年度も延長することとしたところです。

事故については、猟銃による他損死亡が1件、猟犬による他損事故が6件発生しました。また、自損事故では、銃の暴発による死亡が2件、マダニによる死亡3件、わな猟でのイノシシの逆襲による事故等が発生しています。今後とも発生原因を見極め、対策を検討しながら猟友会挙げて事故防止に取り組んで参ります。

「2023シカ・イノシシ半減目標」については、各都道府県猟友会の協力を得て取り組んだ結果、令和3年度は、シカについては過去最高の73万頭、イノシシは豚熱の影響もあって前年比15万頭減の53万頭の捕獲となりました。本年度は目標の最終年度に当たり、特にシカについては目標達成が難しい状況にありますが、引き続き組織を挙げて取り組みたいと思います。

国や地方公共団体が進めるシカ・イノシシの捕獲事業には、少額事業の頻発、実施時期や地域の重複、入札制度の導入等、我々捕獲者から見て非効率的と思われる課題が多々あります。大日本猟友会は、年間を通じ効率の良い捕獲体制の確立のため、「各省庁の事業内容・時期・地域の住み分け」、「狩猟期間中の許可捕獲の実現」等を要点とする新規事業を提言しています。本事業こそ、シカ・イノシシ半減目標は勿論のこと、個体数調整に大きく貢献するものと考えており、その実現に向けて引き続き政府及び自民党鳥獣議連に要望して参ります。

最後に国際交流についてですが、私は本年4月にパリで開催された世界狩猟団体（CIC）の年次総会に参加しました。その席で一昨年大日本猟友会からCICに送金したウクライナ支援の募金について、CICから最大の感謝の意が表され、満場の拍手を受けました。この募金にご協力いただいた全国の猟友の皆さんにこのことをご報告するとともに、改めて深く感謝申し上げます。また、参加していた複数の加盟団体のトップから、日本に行ってハンティングをしたいとの強い希望を聞きました。外国人狩猟者の受け入れは、現状では法的に認められていませんが、何とかこれを実現したいと考えているところです。

結びに、本年の猟期の始まりに向けて、入念な準備と安全狩猟の励行をお願いし、ご挨拶とします。

令和5年9月
一般社団法人大日本猟友会
会長 佐々木 洋平

大日本猟友会における 新たな人材育成の取組

～令和4年度農林水産省被害対策基盤支援事業を振り返って～

1. はじめに

野生鳥獣による農林業被害に加えて、近年は市街地出没に伴う交通事故や人身被害の発生、また豚熱や鳥インフルエンザのような獣畜共通感染症への対応など、狩猟者が求められる社会的な役割は多様なものとなってきました。それに合わせて、狩猟活動だけではなく、有害鳥獣捕獲や指定管理鳥獣等捕獲事業、そして、豚熱経口ワクチンの散布事業への参加・協力など、年間を通じた事業活動への従事も求められています。日本全体の人口が減少する中で、これら事業と狩猟文化を継続発展させるために、担い手の育成や高度な捕獲技術の継承、地域間の連携などが喫緊の課題となっていました。

2. 事業の発端と経過

このような大日本猟友会としても人材育成が求められている状況の中で、環境省とともに2013年度から2023年度までの10年間でニホンジカとイノシシの個体数を半減させるという目標を掲げる農林水産省では、捕獲の担い手を育成しながらさらに広域的な連携によって捕獲を強化するための人材育成を主な目的として令和4年度鳥獣被害防止総合対策交付金事業（鳥獣被害対策基盤支援事業）の中で「鳥獣捕獲者育成モデル事業」をメニュー化しました。

ただし、国と大日本猟友会の両者の思惑が一致するものの、事業としての公平性を期すため、一般入札の形での公募事業であり、国の公募要領に沿って大日本猟友会で申請書や企画書、事業実施計画書（案）、事業実施経費見積書などを作成し、一次審査の後、二次審査会を経て、5月中旬にまずは交付金候補者として採択の通知を受けました。

また、事業をさらに具体化させるため、事業計画書を策定し、そこで事業推進に必要な法人・企業との契約や詳細な実証地選びのための情報収集、いくつかの県猟との打合せを行っています。この事業計画書が認められ、晴れて8月末に農林水産大臣から

大日本猟友会長宛てに交付決定通知が発出されました。ここで初めて事業として正式なスタートを切ることとなりました。

なお、本事業の実施をさらに円滑なものとするため、事業実施主体である大日本猟友会は動物の生息調査や捕獲および人材育成事業に関しての経験や知見を多く有する株式会社BO-GA、ドローン等を活用した野生生物調査や生息環境調査、またそれらの結果を活用した鳥獣被害対策で多くの自治体等での事業経験を持つ株式会社スカイシーカー、そして農業と食品の生産や加工、それらに関する研究開発を実施してきた国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構と契約を結び、共同で人材育成の研修などを実施しています。

3. 各実証県における研修、捕獲等の実施結果およびその評価

（1）実証県の選出

まず大日本猟友会では、既存の捕獲事業では捕獲作業が行われていないイノシシやニホンジカの生息地が残っているか、県内外の複数市町村にまたがって捕獲作業が行われていない地域が残っているか、またそれらの地域において農業被害等が以前から深刻な状況が続いているかなど、農業被害発生を抑制するために有効な情報を県猟友会や自治体などから得ました。特に県猟友会の構成員の捕獲状況等の聞き取りや意見交換を経て、最終的に栃木県、奈良県、高知県を実証県として選出、各県の自治体と連携のもと、各県の猟友会と共同で人材育成および捕獲事業を実施することになりました（図1）。

（2）人材育成対象者の選出

次に各県の猟友会および猟友会員に対して事業説明会を開催し、その中で事業の趣旨を理解し、かつ、人材育成に参加を希望する対象者を選出しました。人材育成は自らが人材育成の対象になりつつ、同時に他者

ドローンやICTを活用した高度技術鳥獣捕獲者育成モデル



図1. 高度技術鳥獣捕獲者育成モデルの全体像

を育成する意思のある者を対象者とししました。すなわち、獵友会員の中の熟練者と新人の双方から人選を行い、研修や捕獲作業に両者が一緒に参加することで、熟練者のさらなる技術の向上と新人の底上げ、加えて、地域を超えたグループ化を目指しました。その結果、各県10～20名程度を当初は予定していましたが、希望者が多く、全ての研修の受講などを条件として絞り込みを行ったものの、各県で予定を超える30名程度が本事業に参加することになりました。

(3) 捕獲実証地区の選定

実証県および人材育成対象者を決定した後、人材育成研修の一環として実践的捕獲を実施する捕獲実証地区を選定しました。これについては、イノシシやニホンジカがある程度の密度で生息していること

が確認されており、農業被害の発生地域であるかそのソースとなっているような地域であり、かつ有害鳥獣捕獲や指定管理鳥獣捕獲等事業などが実施されていない空白地域を中心に選定を行いました。

捕獲活動に従事している従事者や自治体からの情報を参考にすれば、比較的簡単に捕獲実証地区を選ぶことができると当初は考えられていましたが、他の事業（有害鳥獣捕獲、指定管理鳥獣捕獲等事業）との兼ね合いや土地所有等の関係、人材育成対象者の現地へのアクセスなどの要件を勘案すると、捕獲実証地区の選定は難航しました。最終的にはドローンによる環境調査と生息調査、それとセンサーカメラと痕跡調査等の結果を参考にすることで捕獲実証地区を選定できました。（表1、写真1）

項目	事業条件	特記事項
事業地の立地	農林業被害を予防する必要がある範囲で、山中であること（里地ではないこと）	事業条件に合致する好適地がない場合には、原則を外れて試験的に行う立地であることも可
事業地の広さ	1000頭オーダーでのシカ・イノシシ捕獲が可能である十分な範囲	捕獲頭数をベースで検討する必要はなし。複数の市町村にまたがることは可（原則として捕獲許可は県が発する個体数調整として得る見通しであるため、市町村単位にこだわる必要はない）
と体処分地	焼却、食肉利用、埋設のいずれかの方法で処分する場所の確保	
実施体制（捕獲）	一定の範囲（支部単位、獵隊単位）で現場代理人を1名選任 捕獲従事者は、おおむね20名程度を想定	捕獲従事者数に厳密な規定はなく、増減は大日本獵友会で応相談
実施体制（調査）	原則として捕獲従事者が調査もあわせて実施することを想定	調査とはセンサーカメラの設置、メモリーカードや電池交換の作業者を指す
実施体制（ドローン）	1～2名のオペレータを想定	県獵友会員によるオペレータの確保は必須ではない （株）スカイシーカーからオペレータの派遣は可能（研修の一環として県獵友会員の共同作業は可）
実施体制（事務）	1名程度の事務員を県獵友会で確保	人件費は大日本獵友会から拠出

表1. 事業実施地選定および実施体制構築の概要



写真 1.
捕獲実証地区を話し合う様子

(4) 研修内容

研修は単なる捕獲技術の向上だけを目的とするのではなく、安全対策と法令順守などの内容を中心に実施しました。その上でドローンやセンサーカメラの特性、使用方法、得られたデータを用いた捕獲の効率化などについての研修も行いました（表 2、写真 2）。

そして研修は座学だけではなく、ドローンによる調査方法やセンサーカメラの設置方法などは実践的捕獲の予定場所での現地研修としました。現地におけるセンサーカメラの設置はけもの道や足跡、掘起しなどの痕跡を頼りに場所を決めるため、熟練者が若手に自身の知識などを教える光景が見られたものの、センサーカメラの設定作業では一転して若手が熟練者（多くは高齢の狩猟者）に設定方法を教えてあげたりする姿が全ての実証県で見られました。若手参加者からはいつもは色々と教えてもらうだけの師匠に対して弟子の自分が逆に教えることが新鮮だったという意見が多くありました。また、移動のバスの中では普段、接点がなかった別の市町村のグループ同士がそれぞれの捕獲場所や捕獲手法などの経験や知識を（少し競争心をのぞかせながら）楽しそうに話し合う姿が印象的でした。

名称	主な研修内容
事前研修	・事業説明による事業趣旨の理解 ・他の捕獲事業等とのすみ分け ・事業の位置づけと支出に関する適正化など
技術研修 A	①安全管理技術研修 ②捕獲場所や捕獲手法の最適化研修
技術研修 B	①事業効果の検証方法 ②野生動物の調査方法および ICT 技術の活用方法 ③センサーカメラの使用方法など
技術研修 C	①ドローンの調査方法や関係法令 ②ドローンの操縦方法 ③ドローンによる調査結果の活用方法など
技術研修 D	①チームビルディングの重要性 ②チーム構築における連絡体制や役割分担の進め方など
技術研修 E	①人材育成の効果検証 ②人材育成および実践的捕獲における課題説明 ③次年度に向けた活動の方向性など

表 2. 人材育成研修の構成



写真 2. センサーカメラ設置手法等の現地研修の様子

(5) 実施結果

本事業は人材育成を主目的としており、その趣旨では 91 名の人材を育成、実際に市町村境を越えた複合捕獲チームによる調査作業や捕獲作業を実施できたことで一定の成果が得られたものと考えられます。ただし、人材育成の一環として実施した実践的捕獲作業では記録的寒波により捕獲作業ができなかった実証地区があったことや従来とは異なる場所や捕獲手法を選択したことによって作業性の低下した事例、そして捕獲許可期間が捕獲許可発出の関係で十分な作業期間を取れなかったり、捕獲が期待できる時期を逸してしまったりしたことなどの様々な要因が重なったことでイノシシ 15 頭、ニホンジカ 68 頭と捕獲実績ではなく人材育成が目的の事業ではあったものの、捕獲実績は低調な結果となりました。

特に捕獲許可に関しては、従来 of 事業とのすみ分けを図りながら捕獲を強化するため、事業要件として「特定計画に基づく数の調整」による捕獲を実施することとなっており、その許可発出の要件や方法が実証県の 3 県全てで異なっていました。様々な捕獲事業との兼ね合いや捕獲の目的や県と市町村との関係（権限移譲の状況など）の違いなど、各県の実情に合わせた許可の発出方法の違いが存在することは仕方ありませんが、一方で許可を発出するまでに必要な作業や提出物に違いがあり、許可発出までに時間を要するため捕獲期間が極めて短くなってしまう実証県がありました。加えて、ドローンやセンサーカメラによってシカやイノシシの生息状況や出没状況が把握できていたものの（図 2）、作業者や作業日の調整により、それらの情報がリアルタイムで活用できなかった事例もありました。今後、広域的な捕獲を実施する際には、各県（各自治体）による捕獲許可の要件等の情報を早めに収集するとともに、自治体との連携と捕獲チームとの連絡調整を事前に徹底しておく必要があることが示されました。国、都道府県、市町村と猟友会（大日本猟友会、都道府県の猟友会、加えて都道府県の猟友会の中の支部にあたる単位）のさらなる連携が必要と言えます。



図2. ドローンによるシカ調査の結果の事例

4. アウトプットとしての 育成モデルプランの概要

今回の人材育成事業の成果としては以下のようなものが挙げられます。

成果① 熟練者と初心者の連携、 狩猟者の新たなグループ化

狩猟者においてはわな猟などで単独で捕獲作業を行う者と巻狩りのような元々が複数人でチームを組んで行うものがあります。また、師匠と弟子のような師弟関係が存在する場合もあります。今回の事業では居住区や年齢、狩猟経験などが異なる狩猟者から人材育成対象者を選出、現地研修などでは熟練者と若手でグループを作ったり、普段のチームとは別の構成員と一緒に作業をしたりするなど、なるべく熟練者と初心者、他のグループやチームの者同士と一緒に作業を行うように働きかけました。

特に栃木県では、各自が設置したわなを共同で見回すなど、共同作業の導入を推し進めたことで、他の人のわなのかけ方やエサの撒き方を知ることができたことが非常に参考になり共同作業も面白かったという意見がありました。また、3つの実証県の全てから他地域（他県、他市町村）の状況や捕獲手法などを教えて欲しいとの要望があり、狩猟者間の交流や連携が今後も広がるような成果が得られました。

また、他地域からの参加者や初心者にも地形、イノシシやシカの動き、捕獲場所の絞込みなどの戦略を良く理解できるようにブリーフィングの方法を工夫する取組みも見られました（写真3）



写真3. 地図やマグネットなどを使って捕獲作業の説明を行う様子

成果② 新技術の導入による捕獲効率化

今回、ドローンによるイノシシやシカの出没状況調査を行い、その結果を人材育成対象者にデータバックしたところ、自分たちの経験や踏査による結果と違っていた地域がありました。これは、寒波や積雪の影響があったのかも知れませんが、研修会参加者からはシカの出没場所や出没状況の新たなリアルタイム情報に驚く声も出ていました。

またセンサーカメラのデータ活用も顕著で、カメラデータを用いて捕獲に適した場所や残存個体を把握しながらわなの設置と移動を行い、捕獲の効率化を図ることができた実証県がありました。（ただし、捕獲許可発出の関係から有害鳥獣捕獲による捕獲効率化として寄与）そのため、事業終了後もセンサーカメラを使用したいとの意見が挙がっています。

これらドローンやセンサーカメラの活用は熟練者と初心者を問わずに効果が得られるものでした。

成果③ 防疫の強化など狩猟者の意識の向上

今回の実証県となった地域では野生のイノシシにおいて豚熱の陽性個体が確認されており、捕獲強化とともに防疫措置の強化も必要となっていました。特に高知県ではこの事業を行う直前に捕獲実証地区である高知県香美市で高知県では第1例目となるイノシシ陽性個体が確認されたことから、洗浄・消毒等の防疫措置の徹底に事業で取り組みました。本事業では県の狩猟および鳥獣対策の担当課だけではなく、畜産関係の担当課の協力も得て、研修に防疫関連の話も盛り込み、消毒資材なども提供したことで、車両や靴底、その他の使用器材の消毒作業が捕獲作業の中で徹底されています（写真4）。

ただし、本事業では上手く行ったという成果だけではなく、一方で多くの課題も明らかになっています。



写真4. 捕獲作業における防疫措置の様子

課題① 若手従事者の確保や参画の在り方

人口減少社会にある日本においては、狩猟や捕獲活動においても人材の育成と確保が課題となっています。本事業においても熟練者と若手のマッチング等を事業の中で進めましたが、イノシシやニホンジカの対策が必要な中山間地域ほど人材の確保が難しく、本事業でも若手従事者の確保に苦慮しました。

また、せっかく事業に参加できた若手の中には市町村の職員も含まれており、彼らの参加は業務との兼ね合いで土日祝祭日に限られたり、育成事業参加時の賃金の支出が困難であったりするなど、今後の若手従事者の確保と捕獲事業への参画に関わる課題が明らかとなりました。特に子育て世代では業務のない土日祝祭日には他のイベントへの参加（子どもも学校行事や地区の催事など）が重複することも多く、人材の活用面において公務員の参加をどのように位置づけ、整理するかといった課題が残りました。

課題② 捕獲手法の組合せや選択の厳密化

日本においては銃を持ちいた捕獲とわなを用いた捕獲があり、銃では巻狩りや流し猟、忍び猟、誘引狙撃法など、わなでは箱わな・囲いわなやくくりわなのように、多くの捕獲手法が選択できます。これらの捕獲手法は地形や捕獲する対象種、捕獲時の止め刺しや地域の銃の所持者、猟犬の訓練度など地域の狩猟文化や地域特有の条件によって選択されることが一般的ですが、これまで以上にイノシシやシカを捕獲するためには、従来実施して来た捕獲手法以外の選択や組合せが必要となってきます。

今回の事業では安全確保の観点から捕獲実証地区で馴れている捕獲手法を優先的に取り入れたことで、実証地区間で捕獲効率にばらつきが生じてしまいました。今年度は捕獲事業がメインとなっており、この課題を解決する意味でも、ドローンやセンサーカメラによる事前調査状況から、より効率的な捕獲ができるように、捕獲手法の選択や組合せを地域と再検討することにしています。

課題③ ドローンやセンサーカメラなどの

ICTのさらなる活用と捕獲地点の絞り込み

本事業での実証地区は狩猟者からの情報、自治体からの情報、土地利用や猟区との関係などを勘案して地区設定を行いました。ただし、人材育成が中心であったことと、参加希望者が当初の予定よりも増えたことで、チーム編成や共同参加などで調整が困難となる状況も発生しました。今年度は上記の課題②と併せてこれらの課題を解決するため、農業被害の軽減効果が高いと考えられる地域と自治体の統計データを基に事業実施県と捕獲地区を選出し、そこでのドローンとセンサーカメラの調査を前倒しして実施することで捕獲地区をさらに絞り込み、捕獲時期と併せて最適な捕獲手法を選択して導入するようにしています。

以上の内容は「鳥獣捕獲者育成モデル事業 育成モデルプラン」として報告書を作成しており、ここで得られた成果と明らかとなった課題を解決できるよう、これからも情報発信や技術普及をおこなっていく予定としています。

なお、最後となりますが、本事業の実施においてご協力いただいた栃木県猟友会、奈良県猟友会、高知県猟友会と人材育成事業にご参加の従事者の方々、各実証地と県および市町村の担当者に皆さまには心から感謝申し上げます。

野鳥における高病原性鳥インフルエンザの発生状況と注意点

環境省 自然環境局
野生生物課 鳥獣保護管理室 感染症対策係
係長 本富正裕

1. はじめに

本稿では、まず鳥インフルエンザの基本的な情報や国内外の鳥インフルエンザの発生状況について概観し、次に狩猟鳥に焦点を当てて国内の野鳥の発生状況を詳しく解説し、最後に、それらを踏まえた、狩猟者を含む野鳥に関わる方々への注意点をお伝えします。

近年、全世界的に家きん、野鳥、野生哺乳類、人など生物種の垣根を越えて鳥インフルエンザウイルスの感染事例が継続して確認されていることから、今シーズンも我が国における鳥インフルエンザのリスクは高いと考えられています。狩猟者の皆様をはじめとした野鳥に関わる皆様におかれては、ウイルスを広げない、そして自らが感染しないために、本稿を日頃の活動のご参考にしていただければ幸いです。

なお、本稿における2022年～2023年シーズン(以下、22/23シーズンという。)の各数値については、別に断りのない場合、2022年9月1日から2023年6月30日までに報告のあったものを集計しています。

2. 鳥インフルエンザウイルスの概要

(1) 鳥インフルエンザの定義

鳥インフルエンザは、インフルエンザウイルスが鳥類に感染して起きる鳥類の感染症です。鳥類に感染するインフルエンザウイルスのことを鳥インフルエンザウイルスと呼んでいます。鳥インフルエンザウイルスには、ニワトリに対する病原性が強いウイルスや弱いウイルスがあり、このうち病原性の強いウイルスを高病原性鳥インフルエンザウイルス(以下、HPAIVという。)と呼び、HPAIVによって起こされた家きんの病気を高病原性鳥インフルエンザ(以下、HPAIという。)と呼びます。

鳥インフルエンザウイルスは、遺伝子上の特徴を検査で読み取り、H○亜型やH○N○亜型といった標記で遺伝的グループを分類します。

HPAIVは、水鳥が保有しているウイルスの中で、H5又はH7亜型のウイルスが、まれにニワトリ等の家きんに伝播し、感染を繰り返すうちに、適応変異によって生ずるものと考えられています(図1)。

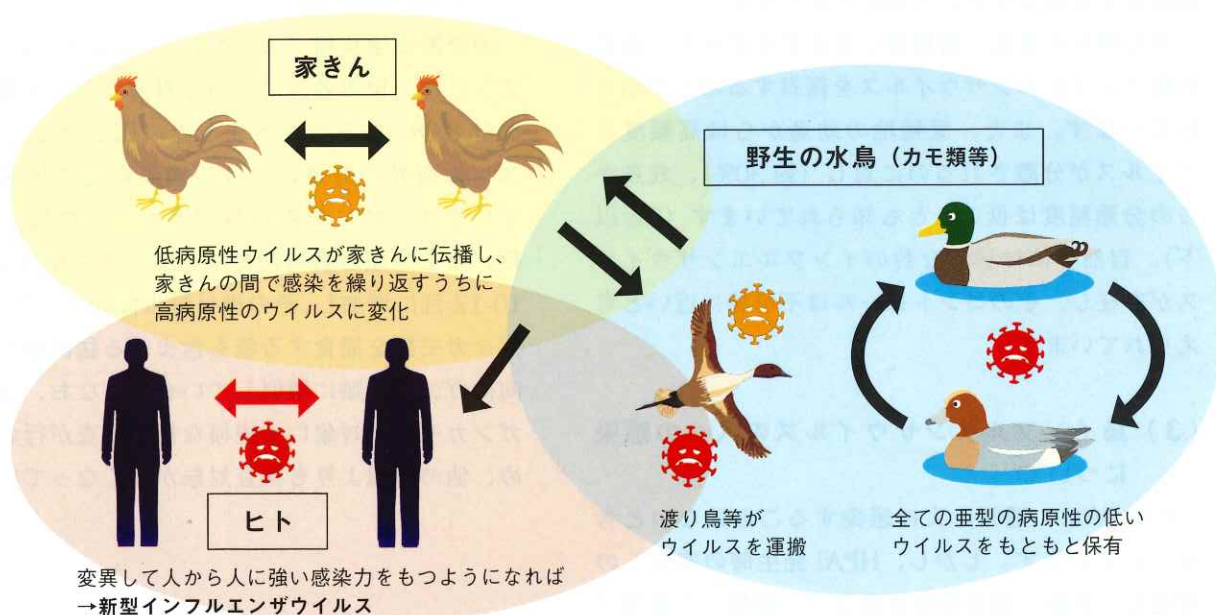


図1 鳥インフルエンザウイルスの家きん、野鳥、ヒトとの関わり

(2) 水鳥が主な宿主

鳥インフルエンザウイルスは一般に、カモ等の水鳥の体内で増殖し糞便とともに湖沼水中に排泄され、そのウイルスを含む水を他の水鳥が摂取することにより経口感染します。しかし、本ウイルスのうち H5 亜型というグループは、糞便から排出されるウイルスよりも呼吸器から気管を通して排出されるウイルスの方が多く、ニワトリでは主に呼吸器感染します。野鳥における H5 亜型 HPAIV の感染経路は明らかになっていませんが、猛禽類が感染する経路は、感染した野鳥を捕食することによる伝播と推測されています。また実験で感染させた水鳥では、羽軸の根元にある上皮細胞でウイルスが増殖することが知られており、人が羽毛を抜くことで拡散したウイルスが人への感染源となる可能性が指摘されています。

なお、水鳥が鳥インフルエンザウイルスに感染すると、1～3 週間にわたりウイルスが腸管や気管から体外に排出されますが、その後水鳥の体内では自然に消失し、1 個体が感染し続ける可能性は低いと考えられています。また、動物の体外に出たインフルエンザウイルスは、乾燥、高温、日光に弱いのにに対し、低温には強いと考えられ、-70℃以下で数年間は安定し感染性を維持することが知られています。実際に、鳥インフルエンザウイルスに感染させたアヒルの糞便を 4℃で保管すると、30 日以上感染性を維持したという報告があります。

カモ等の水鳥は、自然界に存在するすべての亜型の鳥インフルエンザウイルスを保有することが知られています。また、繁殖地の幼鳥からは高頻度にウイルスが分離されるのに対し（約 30%）、成鳥からの分離頻度は低いことも知られています（5%以下）。自然界には膨大な数のインフルエンザウイルスが存在し、そのコントロールは不可能に近いと考えられています。

(3) 鳥インフルエンザウイルスの人への感染について

HPAIV は、通常、人に感染することはないと考えられています。しかし、HPAI 発生時の家きんの殺処分・消毒・検査等従事者など、感染した鳥類に直接接触し、飛沫、糞便等に含まれる HPAIV を吸

引する可能性のある場合は、感染するリスクも高くなると考えられます。WHO によれば、H5N1 亜型鳥インフルエンザウイルスは、2003 年から 2020 年 12 月までの間に 17 カ国で 862 名（うち 455 名死亡）に感染したことが報告されています。また、2014 年から 2021 年 6 月までの間に、H5N6 亜型鳥インフルエンザウイルスの感染が 32 名（死亡あり）で確認されています。このうち報告されている患者のほとんどが家きんやその排泄物、死体、臓器等に濃厚な接触があったとされています。また、ロシアでは、2020 年 12 月に H5N8 亜型鳥インフルエンザウイルスに 7 名が感染したことが報告されています。

H7N9 亜型の鳥インフルエンザウイルスは、2013 年以降、中国で 1,568 名（うち 615 名以上死亡）の人への感染が報告されましたが、2019 年 4 月以降の報告はありません。この他に、H9N2 亜型鳥インフルエンザウイルスの人への感染も中国を中心に報告されています。

人に感染した鳥インフルエンザウイルスが、人の体内で増殖することができるように変化し、人から人へと効率よく感染できるようになると新型インフルエンザウイルスに変異します。

3. 国外の鳥インフルエンザの発生状況

国際獣疫事務局（WOAH）によると、22/23 シーズンには、世界各国において野鳥の HPAI 陽性事例が計 8,884 件報告されました。図 2 は 22/23 シーズンの海外の野鳥における種類別発生状況を示しています。特に報告件数が多かったのはガンカモ類、カモメ類と猛禽類です。ガンカモ類は 2022 年 10-12 月に増加し、その後は減少傾向でした。また、ガンカモ類を捕食する種も含まれる猛禽類の増減傾向はガンカモ類に類似しています。なお、北米ではガンカモ類を対象に大規模な捕獲調査が行われたため、他の鳥種よりも検査対象が多くなっています。

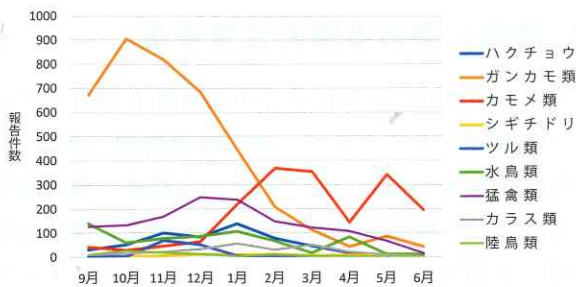


図2 海外の野鳥における種別発生状況
(捕獲・死亡・救護個体合計)

4. 我が国の野鳥における 鳥インフルエンザの発生状況

(1) 国内の発生状況の概要

野鳥における鳥インフルエンザの発生状況を調査するため、我が国では、全国の都道府県などの公的機関が死亡野鳥や衰弱野鳥を回収して検体を採取し、環境省が依頼した検査機関において遺伝子検査を実施しています。22/23シーズンには、国内において、家きん:26道県84件、野鳥:28道県242件、飼養鳥:1都5県10件、野生哺乳類:1道2件のHPAI陽性事例が確認されました(図3)。

(2) 22/23 シーズンの特徴

国内の野鳥においては、これまでのシーズンで最も早い2022年9月29日に、神奈川県伊勢原市で回収された野生のハヤブサの死亡個体からHPAIVが確認されました。過年度の発生シーズンに比べて初発が早かった理由として、世界的に野鳥においてHPAIV感染が継続的に確認されていたことから、22/23シーズン早期に渡り鳥によってHPAIVが国内に持ち込まれ、それをハヤブサが捕食した可能性が考えられます。

22/23シーズンには、過年度のシーズンと比較して広範囲かつ多様な鳥種にHPAIの発生がみられました。野鳥全体では28道県(昨シーズンは8道府県)において、特にハシブトガラスでは14道県(昨シーズンは3道県)においてHPAI陽性事例が確認されています。また、22/23シーズンは26種の野鳥からHPAI陽性が確認(昨シーズンは13種)されました。図3は22/23シーズンの家きん、野鳥、飼養鳥におけるHPAI発生地点を示したものです。



図3 22/23シーズンの野鳥、飼養鳥における全国の発生状況

(3) 狩猟鳥における発生状況について

表1及び表2は、22/23シーズンに検査された野鳥のうち、水鳥とカラス類の検査結果をまとめたものです。赤字は、これらのうち狩猟鳥獣に指定されているものを示しています。このほか、22/23シーズンには確認されませんでした。過去には狩猟鳥獣のうち、オナガガモ、カルガモ、ホシハジロ、キンクロハジロ等からもHPAIV陽性が確認されています。カモ類は鳥インフルエンザの自然宿主と考えられており、またカラス類はそれらを捕食することによって感染したと考えられています。狩猟鳥獣に指定されている鳥種からもHPAIV陽性が確認されていることを念頭に、感染拡大防止に注意して狩猟に臨むことが重要です。

種名	高病原性陽性	検体数
オオヒシクイ		1
マガン	3	7
コブハクチョウ	13	21
コハクチョウ	5	38
オオハクチョウ	16	116
コクチョウ		2
オシドリ		17
ヒドリガモ	2	50
マガモ	4	124
カルガモ		11
ハシビロガモ		9
オナガガモ		19
トモエガモ		4
コガモ		8
ホシハジロ		40
キンクロハジロ		14
スズガモ	1	11
カイツブリ		9
カンムリカイツブリ		16
コウノトリ	1	2
カワウ		4
アオサギ	1	9
コサギ		1

表1 死亡野鳥等調査結果（水鳥類）

種名	高病原性陽性	検体数
ミヤマガラス		5
ハシボソガラス	3	37
ハシブトガラス	56	119

表2 死亡野鳥等調査結果（カラス類）

5. 野鳥に関わる際の注意事項

野鳥はHPAIVを含む多くの病原体を保有している可能性があることから、国際保健機構（WHO）、国際獣疫事務局（WOAH）、厚生労働省、環境省等の様々な公的機関から、一般市民や野鳥に関わる作業員、狩猟者などに向けて注意事項が示されています。ここでは、対象別に主な注意事項を紹介します。

(1) 一般市民向けの注意事項

- 環境省では、一般市民に対し、野鳥に関わる際に以下のような行動をとるよう呼びかけています。また、HP上で普及啓発素材も提供しています（図4）。
- ・ 同じ場所でたくさんの死亡野鳥を発見した場合、都道府県や基礎自治体に通報する。
 - ・ 死亡した野鳥など野生動物の死亡個体を片付ける際には、使い捨て手袋等を使用する。
 - ・ 野鳥など野生動物の排泄物等に触れてしまった場合には、手洗いとうがいをする。
 - ・ 野鳥の糞を踏まないよう十分注意し、必要に応じて洗浄や消毒を行う。
 - ・ 不必要に野鳥を追い立てたり、つかまえようとするのは控える。

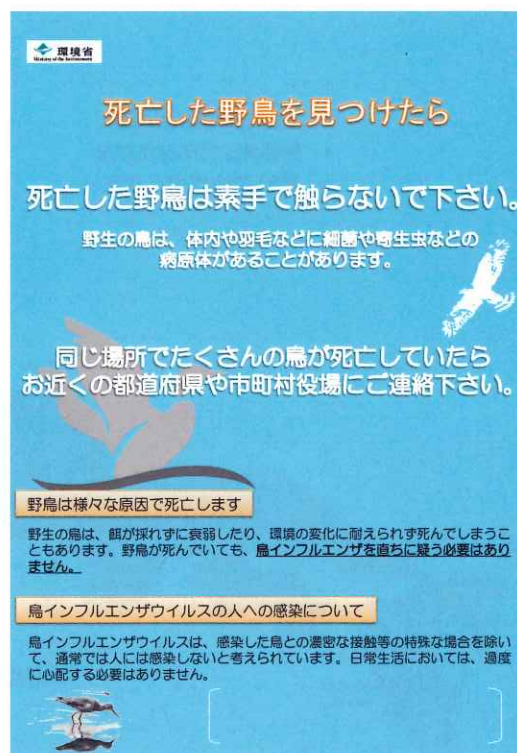


図4 死亡野鳥を見つけたら（チラシ、ポスター）

(2) 作業者向けの防疫対策

鳥獣保護区の管理や死亡野鳥の回収作業など、野鳥と関わる作業の従事者におかれては、ウイルスに感染し、またウイルスを拡散しないように、防疫対策に注意を払うことが重要です。環境省や WOAH では、感染が疑われる野鳥に接する作業者に対しては、ウイルスを拡散させず、また本人が感染しないため、以下のような防疫対策を推奨しています。

◆防疫対策の例

- ・手袋やマスク、ゴーグルの着用
- ・消毒しやすい服装（感染症が疑われる個体を扱う場合は使い捨て防護服を使用）
- ・長靴等を着用し消毒、使用済みの手袋等の防疫資材の確実な廃棄
- ・手指、腕の洗浄やうがいの徹底
- ・鳥獣と接触した作業者は一定期間（最低 48 時間）、飼養鳥や家きんと接触を控える。

特に、HPAI が確認された地域での死亡野鳥の回収や衰弱した野鳥の捕獲には、使い捨ての感染防護服（PPE）、手袋、マスク、ゴーグル等を着用することが望ましいとされています。図5は筆者が実際に、HPAI 発生地域において、死亡野鳥の回収に従事した際の様子です。また、死亡野鳥を持ち上げる際には羽やフケが舞い上がることを想定して風上に立つことや、カモ類がよく休む場所は糞が落ちている可能性があるため踏まないように特に気をつけるなど、周囲の環境を考慮した対応も重要です。



図5 野鳥に関わる作業者の防疫対策の例（防護服、マスク、ゴーグル、使い捨て手袋を着用）

(3) 狩猟者向けの注意事項

野鳥と関わる方々のうち、特に狩猟者におかれては、(2) 作業者向けの防疫対策で示した内容に加えて、その活動の特性上、野鳥の捕獲を伴い、野鳥の群れを拡散させるおそれがあることや、捕獲した野鳥を食用に供する点に注意が必要です。

環境省や都道府県から狩猟者等に対し、シーズン前及びシーズン中には、必要に応じて発生情報等の提供や発生地周辺での狩猟の自粛も含めた注意喚起が文書やホームページ等で実施されています。これは狩猟者の皆様や地域の安全を守るためでもあります。日本においては、鳥インフルエンザウイルスの人での発症事例は認められていませんが、一般的に鳥インフルエンザウイルスは濃厚接触により鳥類から人へ感染する可能性があり、また人の移動に伴ってウイルスが拡散し、家きんや飼養鳥に感染を及ぼす可能性もあると考えられています。

野生鳥獣肉を食用に供する場合は、厚生労働省より示された「野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針（ガイドライン）」（最終更新：令和3年4月1日付け）を参考に狩猟等を行うことが重要であり、特に不特定又は多数の者に供与する場合には同ガイドラインに従う必要があります。野生鳥獣の肉は、寄生虫やE型肝炎ウイルス等の病原体を保有していることを知らずに食してしまうことで、動物由来感染症にかかるという一定のリスクが認められています。食用に供する際には中心部まで十分に加熱してください。厚生労働省 HP：ジビエ（野生鳥獣の肉）の衛生管理について

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoku/shokuhin/syokuchu/01_00021.html)

6. おわりに

狩猟者の皆様におかれましては、日頃から野生鳥獣における感染症対策にご理解ご協力を賜り、深く感謝いたします。本稿に記載した情報を参考に、近年、発生事例が増加している鳥インフルエンザについて理解を深め、より安心・安全な狩猟活動の実現に役立てていただければ幸いです。

最後までお読みいただきありがとうございました。

レンジャーだより

北アルプスにおける ニホンジカ対策

環境省中部地方環境事務所
信越自然環境事務所 百瀬 剛

○北アルプスの自然環境

北アルプスは、新潟県、富山県、長野県、岐阜県の4県にまたがっており、山岳地域の主要な範囲は昭和9年（1934年）に「中部山岳国立公園」に指定されています。北部の白馬岳から立山、槍ヶ岳や穂高岳、南部の乗鞍岳にかけ、3,000m級の山々で構成されており、標高差と複雑な地形・地質、多雪等の気象条件から多様な生態系がみられます。高山帯から亜高山帯にかけては、この地域にしか見られない希少な高山植物や高山蝶が生育・生息するなど生物多様性保全の観点からも重要な地域です。

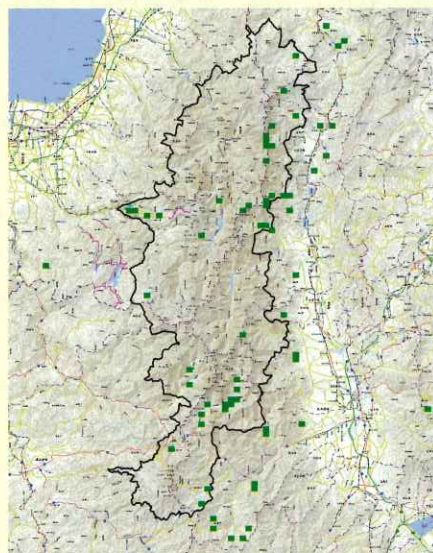
中部山岳国立公園の自然の特徴として、高山帯や亜高山帯には、ハイマツ群落やお花畑、シラビソやオオシラビソの生育する針葉樹林、ダケカンバ林等が広がっています。また、白馬岳地域のみに分布するクモマキンポウゲやタカネキンポウゲ等、地域固有の植物が数多く生育しています。さらに、山岳環境を象徴する鳥類のライチョウ、高山蝶であるタカネヒカゲ、ミヤマモンキチョウ、ベニヒカゲ等、高山帯を主な生活場所とする動物も数多く生息しています。標高1,500m以下の山地帯ではブナやミズナラを主とした広葉樹林が分布しており、カモシカやツキノワグマなどをはじめとした大型哺乳類等が生息しています。

○ニホンジカの侵入と被害

北アルプス地域は、元来ニホンジカは極めて少ない地域でしたが、平成15年（2003年）頃からは長野県側の低地や岐阜県側の高山市付近で分布が確認されるようになり、国立公園の境界付近でも度々目撃が報告されるようになってきました。平成23年（2011年）頃には、国立公園内のうち長野県白馬村や大町市、富山県立山町、岐阜県乗鞍岳周辺でもニ

ホンジカが記録されはじめました。標高2,500m以上の高山帯での記録は局所的ですが、最近は目撃情報等が増えてきている傾向にあります。

高山植物に対する食害は、今のところ顕著ではありませんが、山小屋関係者からは稜線付近での目撃情報が増えていることから、食害や踏圧による高山植物の衰退を心配する声をいただいています。一方山麓部では、食痕等の痕跡が目立つ場所や目撃数の多い場所が局所的に存在し、今後急激に林床に生える植物への被害が深刻化することが懸念されています。



令和4年（2022年）ニホンジカ目撃情報

○中部山岳国立公園での取組

平成23年（2011年）頃から、中部山岳国立公園内の高山帯でニホンジカの目撃が複数件報告されるようになり、公園周辺域においても分布が拡大傾向にありました。そのため環境省では、中部山岳国立公園を含む4県や関係市町村、林野庁と協力・連携し、平成24年（2012年）6月に「中部山岳国立公園野生鳥獣対策連絡協議会」を発足させ、翌年3月に「中部山岳国立公園ニホンジカ対策方針」を策定しました。協議会では、大学教員や県の研究機関研究員等の有識者にご参加いただき、学術的な観点からも意見を伺いました。対策方針では、モニタリングにより侵入・被害のリスク評価等を行いつつ、段階的に保全地域やその周辺にて捕獲や柵の設置等の

対策を行うこととしています。

環境省ではニホンジカから保全すべき重要植物群落を抽出し、食害や踏圧等の影響がないかどうかのモニタリングを実施しているほか、センサーカメラ等を用いた侵入状況の把握、山小屋や一般登山客に呼びかけて目撃情報を収集するなど、ニホンジカの生息状況を把握してきました。これらの記録と関係機関からの情報を集約し、協議会にて情報を提供しています。この情報からは、国立公園内におけるシカの高山帯への侵入状況を知ることができ、各関係機関が実施しているニホンジカ対策の一助となっています。

令和4年（2022年）度からは侵入初期の防除対策として、ニホンジカの低密度生息地域である上高地において、捕獲手法を検討するための試行的捕獲を開始しました。上高地内でも目撃情報が増えていたため、センサーカメラを用いた密度分布調査によりニホンジカの利用頻度が高い地点を確認後、くくりわなによる捕獲を実施しました。上高地はニホンジカの食べる植物が豊富に生育しており、わなへ誘引されるかどうか懸念されましたが、給餌方法の工夫などにより誘引することができ、2週間の捕獲期間で2頭を捕獲することができました。



誘引されたニホンジカ（上高地）

○北アルプスの豊かな自然を守るために

中部山岳国立公園では、自然公園法に基づく「生態系維持回復事業計画」を農林水産省と共同で策定し、9月に告示される見込です。「生態系維持回復事業計画」とは、国立公園内の生態系の維持または回復を図ることを目的として自然公園法に基づいて位置づける「生態系維持回復計画」を具体的に実施するための計画です。中部山岳国立公園では、今のところ高山帯への影響は少ない状況ですので、今ある重要な生態系を「維持」することに主眼を置く計画になっています。本計画を策定することにより、中部山岳国立公園の公園計画にニホンジカ対策と生態系を維持するための事業実施が明記され、予算確

保面やニホンジカ対策事業に係る自然公園法の個別許可が不要となる（例えば、自動撮影カメラによるモニタリング、防鹿柵の設置等がしやすくなる）などのメリットがあり、積極的にニホンジカ管理に取り組んでいくことを示すことになります。

本計画に基づき、中部山岳国立公園ではニホンジカ対策をさらに進めていく予定ですが、現在の「中部山岳国立公園ニホンジカ対策方針」は、平成25年（2013年）3月の策定以降、10年近く経過しており、中部山岳国立公園内及びその周辺部でのニホンジカの分布状況や捕獲等の実施状況について近年の動向を反映できていません。そこで今年度、「生態系維持回復事業計画」の内容を踏まえ、協議会の場で対策方針の改定について議論を行う予定です。新しい対策方針では、これまでの協議会での議論の経緯や協議会参加機関の意見等を踏まえるとともに最新のシカの生息状況を加味し、今後懸念される生態系や景観への被害とその対策について、検討していきたいと考えています。

一口に「北アルプス」といってもニホンジカ対策を行うべき範囲は極めて広大です。環境省だけで実施できる事業は予算的にもマンパワー的にも限られています。そのため、協議会の場では、中部山岳国立公園の生態系や景観を維持するために取り組むべき課題や対策事業について議論を深め、それぞれの参加機関が担うことのできる役割や事業内容等について共通の認識を深めることが大切だと考えています。そして将来的には、関係各自治体や国有林を管理する森林管理署等の行政機関と地元猟友会や山岳会等の民間団体が、事業連携や情報共有を継続的にを行い、地域が一丸となって協働でニホンジカ対策を推進できる体制の構築を目指したいと考えています。



守りたい山岳景観（白馬越と大出原）

令和4年度事業・決算 及び 令和5年度事業計画・予算の報告

6月14日に東京都千代田区のアルカディア市ヶ谷において、令和5年度定時総会が開催され、令和4年度の事業報告・決算が承認されました。令和5年度の事業計画・予算は、3月22日の令和3年度第6回理事会で承認されています。

令和5年度定時総会の概要

令和5年度は、新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけが5類に移行したため、4年ぶりに人数制限のない通常の形で開催しました。会の冒頭、関係省庁の来賓の方々からご挨拶をいただきました。続いて、昨年の定時総会以降に勇退された都道府県猟友会長への感謝状の贈呈と4年度の構成員数増加率上位の都道府県猟友会の表彰を行いました。

議事では、中村岡山県猟友会会長が議長に選出され、次の議案が承認されました。

第1号議案 令和4年度の事業報告について

第2号議案 令和4年度の貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認について

第3号議案 理事及び監事の選任（補欠選任）について

<表彰猟友会>

◇構成員（総数）増加率上位猟友会

- 第1位 公益社団法人 岩手県猟友会
- 第2位 一般社団法人 島根県猟友会
- 第3位 一般社団法人 兵庫県猟友会

◇第一種銃猟構成員増加率上位猟友会

- 第1位 公益社団法人 岩手県猟友会
- 第2位 一般社団法人 富山県猟友会
- 第3位 一般社団法人 広島県猟友会

<大日本猟友会 役員>

役 職	氏 名	現 職
会 長	佐々木 洋平	岩手県猟友会会長
副会長	高橋 徹	高知県猟友会会長
同	鈴木 理之	千葉県猟友会会長
同	池田 富夫	新潟県猟友会会長
同	大野 恵章	岐阜県猟友会会長
同	尾上 貞夫	和歌山県猟友会会長
同	渡部 昂一	宮崎県猟友会会長
理 事	堀江 篤	北海道猟友会会長
同	日向野 義幸（新）	栃木県猟友会会長
同	金澤 俊二郎	静岡県猟友会会長
同	辻森 金市	石川県猟友会会長
同	福原 守	滋賀県猟友会会長
同	國武 訓扶衛	広島県猟友会会長
同	安藤 勝俊	愛媛県猟友会会長
同	長井 健三	大分県猟友会会長
同	中園 功一	鹿児島県猟友会会長
監 事	生駒 純一（新）	宮城県猟友会会長
同	細田 信男	島根県猟友会会長

※任期は、令和6年6月（予定）の定時総会まで



総会・佐々木洋平会長



総会・中村伸一議長（岡山県獺友会会長）



令和5年度定時総会



自民党鳥獣議連会長 二階俊博先生



自民党鳥獣議連幹事長 林幹雄先生



自民党鳥獣議連常任幹事 高市早苗先生



自民党鳥獣議連会長代行 鶴保庸介先生



自民党鳥獣議連事務局長・国家公安委員長 谷公一先生
自民党鳥獣議連常任幹事 山谷えり子先生

令和4年度事業内容の概要

令和4年度は、新型コロナウイルスの感染拡大期と開催準備の時期が重なった東・西都道府県猟友会長会議が中止を余儀なくされたことなどのほかは、理事会、ブロック会議、射撃大会など定例の会議や行事をほぼ予定どおり実施することができました。

特に、「2023年シカ・イノシシ半減目標」の達成に向け、その捕獲、個体数管理の強化を各都道府県猟友会挙げて推進するとともに、捕獲の担い手である第一種銃猟構成員の減少が引き続き懸念されることから、新規加入者の増加に向けた事業にも積極的に取り組みました。また、複数の省庁による様々な事業が実施されているシカ・イノシシの捕獲体制を整理し、捕獲効率の向上を図る方策について提言を作成し、自民党鳥獣議連や政府等に積極的な働きかけを行いました。

収支については、斡旋売上額は狩猟読本の大量販売年だった前年度と比べると減少しましたが、概ね平年並みを維持し、基本財産運用益も安定した収入を確保しています。

1. 構成員数

第一種銃猟構成員の減少は1,500人弱に留まったものの、わな猟構成員は横ばいとなり、総数では前年度から1.4%の減となりました。

また、女性構成員については、3,467人と400人近く増加し、全構成員の3.3%となりました。

構成員数

年 度	わな猟	網猟	第一種銃猟	第二種銃猟	合 計
2年度	39,050	319	61,867	2,718	103,954
3年度	40,468	280	60,579	2,658	103,985
4年度	40,420	268	59,092	2,723	102,503

単位：人

2. 重点的実施事業

以下の事項について、重点的に事業を実施しました。

① シカ・イノシシの捕獲強化の推進

政府の「2023年シカ・イノシシ半減目標」の確実な達成のため、「鳥獣被害防止に向けた集中捕獲キャンペーン」への全面的な支援・協力

② 新規ハンター構成員の増加対策の推進

前年度に引き続き狩猟者育成確保のための各種都道府県猟友会助成金を支出、特に減少が続く第一種銃猟構成員の新規参入者の増加に注力

③ 農林水産省交付金事業の実施

農林水産省の鳥獣被害対策基盤支援事業「鳥獣捕獲者育成モデル事業」を、栃木県猟・奈良県猟・高知県猟の全面的な協力のもとに実施

④ 狩猟やジビエ利活用に関する情報発信の推進

WEBサイトを活用した情報発信を随時実施。また、主に新規加入者を対象とした事故防止推進等のための研修用の動画を作成

3. 継続事業

(1) 都道府県猟友会への各種助成金の支給

助成金総額 200,598 千円

(2) 狩猟事故共済保険運営事業

(保険金支払件数及び金額)

年 度	他損死亡	他損傷害	自損等死亡	自損傷害等	計	支払額
2年度	2	2	18	236	258	82,716
3年度	0	2	15	190	207	30,915
4年度	0	2	7	178	187	46,481

単位：件、千円

(3) ジビエ利活用の推進

(4) 狩猟読本・例題集、狩猟関係物品の販売・斡旋

(5) 会報、講習会用ポスターの作成・配付

(6) 狩猟者登録申請手続便覧の作成

(7) 功労者の表彰等

(8) 災害見舞金

(9) 「狩りマップ」の提供

(10) 野生鳥獣感染症調査等への協力

(11) 中央環境審議会自然環境部会への参加

(12) 基本財産の管理運営 他

● 令和 4 年度 貸借対照表

令和 5 年 3 月 31 日現在

(単位：円)

科 目	4 年度					(参考) 3 年度
	事業等会計	共済会計	法人会計	内部取引消去	計	
I 資産の部						
1. 流動資産	308,405,052	606,683,800	356,432,578	△ 788,734,833	482,786,597	429,167,589
2. 固定資産	3,229,353	693,125,000	402,895,482	0	1,099,249,835	1,121,991,777
(1) 基本財産	0	651,010,000	285,921,478	0	936,931,478	969,361,478
(2) 特定資産	0	0	115,757,370	0	115,757,370	101,292,197
(3) その他固定資産	3,229,353	42,115,000	1,216,634	0	46,560,987	51,338,102
資 産 合 計	311,634,405	1,299,808,800	759,328,060	△ 788,734,833	1,582,036,432	1,551,159,366
II 負債の部						
1. 流動負債	41,903,823	628,638,879	471,248,537	△ 788,734,833	353,056,406	283,563,821
2. 固定負債	0	141,607,046	6,727,274	0	148,334,320	151,182,290
負 債 合 計	41,903,823	770,245,925	477,975,811	△ 788,734,833	501,390,726	434,746,111
III 正味財産の部						
1. 指定正味財産	0	0	0	0	0	0
2. 一般正味財産	269,730,582	529,562,875	281,352,249	0	1,080,645,706	1,116,413,255
正 味 財 産 合 計	269,730,582	529,562,875	281,352,249	0	1,080,645,706	1,116,413,255
負債及び正味財産合計	311,634,405	1,299,808,800	759,328,060	△ 788,734,833	1,582,036,432	1,551,159,366

大日本猟友会の会費（構成員納入金）のご案内

本会の会費は、次のとおりとなっています。

都道府県猟友会の会費納入の際に、本会会費も併せて納入をお願いします。

種 別	会費の額	うち共済掛金額
第一種銃猟	4,800 円	1,500 円
第二種銃猟	3,300 円	750 円
わな猟	2,300 円	750 円
網 猟	2,300 円	750 円

* 第一種銃猟と他の複数の狩猟免許・狩猟登録の方は、第一種銃猟構成員として加入して下さい。

● 令和 4 年度 正味財産増減計算書

令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで

(単位：円)

科 目	4 年度				(参考) 3 年度
	一般会計	共済会計	法人会計	計	
I 一般正味財産増減の部					
1. 経常増減の部					
(1) 経常収益					
基本財産運用益	16,145,766	43,444,154	0	59,589,920	68,547,841
特定資産運用益	37	0	0	37	13
受取会費	0	121,194,750	265,010,350	386,205,100	393,271,000
事業収益	81,355,968	0	0	81,355,968	139,307,010
支払備金戻入額	0	221,208,037	0	221,208,037	204,974,157
受取補助金等	96,243,499	0	0	96,243,499	0
為替差益	0	0	4,590	4,590	0
雑収益	5,526,470	678,803	2,931,549	9,136,822	2,838,190
経常収益計	199,271,740	386,525,744	267,946,489	853,743,973	808,938,211
(2) 経常費用					
事業費	366,960,080	394,127,144	0	761,087,224	589,448,457
租税公課	15,010,940	6,724,737	0	21,735,677	43,017,058
支払助成金	200,477,300	0	0	200,477,300	192,808,146
共済費	0	46,481,863	0	46,481,863	30,915,431
支払備金繰入額	0	323,608,219	0	323,608,219	221,208,037
幹旋仕入れ	22,251,527	0	0	22,251,527	36,230,105
事業管理費	44,371,597	18,611,173	0	62,982,770	61,989,438
管理費	0	0	34,231,619	34,231,619	20,885,817
経常費用計	411,331,677	412,738,317	34,231,619	858,301,613	672,323,712
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 212,059,937	△ 26,212,573	233,714,870	△ 4,557,640	136,614,499
基本財産評価損益額	0	△ 30,930,000	0	△ 30,930,000	△ 12,470,000
投資有価証券評価損益等	0	△ 2,790,000	0	△ 2,790,000	2,600,000
評価損益等計	0	△ 33,720,000	0	△ 33,720,000	△ 9,870,000
当期経常増減額	△ 212,059,937	△ 59,932,573	233,714,870	△ 38,277,640	126,744,499
2. 経常外増減の部					
(1) 経常外収益	0	144,117,137	0	144,117,137	146,515,767
責任準備金等戻入	0	144,117,137	0	144,117,137	146,515,767
(2) 経常外費用	0	141,607,046	0	141,607,046	144,117,150
責任準備金等繰入	0	141,607,046	0	141,607,046	144,117,150
当期経常外増減額	0	2,510,091	0	2,510,091	2,398,617
当期一般正味財産増減額	37,195,433	△ 57,397,292	△ 15,565,690	△ 35,767,549	129,143,116
一般正味財産期首残高	232,535,149	586,960,167	296,917,939	1,116,413,255	987,270,139
一般正味財産期末残高	269,730,582	529,562,875	281,352,249	1,080,645,706	1,116,413,255
II 指定正味財産増減の部	0	0	0	0	0
III 正味財産期末残高	269,730,582	529,562,875	281,352,249	1,080,645,706	1,116,413,255

● 令和5年度事業計画・予算の概要

I. 令和5年度事業の基本的な方針

令和5年度は、本会への社会的要請に的確に応えて、その使命を全うするため、引き続き積極的な事業実施に取り組みます。

特に、国の「2023年シカ・イノシシ半減目標」の最終年度に当たることから、捕獲、個体数管理の強化に、関係都道府県猟友会を挙げて取り組むとともに、新規ハンターの増加にも積極的に取り組みます。

また、各種会議・委員会等を予定通り開催することを目指し、引き続き猟友会及び狩猟者のステータスを高めることを大きな目標として、各般の重要な事業に取り組みます。

II. 重点的实施事業

①シカ・イノシシの捕獲強化の推進

- ・「2023年シカ・イノシシ半減目標」の達成は、特にシカについては難しい状況にある中、国や

地方自治体の捕獲強化に関する事業に全面的に協力。捕獲者としての視点から政府の方針や計画に対し積極的に助言・提言

②新規ハンター構成員の増加対策の推進

- ・支援事業等を延長、若手構成員の増加に向けた取り組みを一層推進
- ・関係法令等の改正の実現に向けて、自民党鳥獣議連等を通じた要請活動を強化

③狩猟やジビエ利活用に関する情報発信の推進

④国際交流の推進

III. その他の事業

共済保険事業の運営、狩猟関連物品の斡旋販売、国の各種調査等への協力等の各種継続事業について、引き続き適正かつ円滑な実施に努めます。

● 令和5年度予算の概要

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

(単位：千円)

科 目	一般会計	共済会計	計	(参考) 4年度
1. 収入				
(1) 経常収益				
基本財産運用益	14,900	42,000	56,900	58,070
受取会費	266,630	121,950	388,580	388,910
事業収益	177,000	221,210	398,210	304,170
支払備金等戻入額	0	221,210	221,210	204,970
物品販売売上	177,000	0	177,000	99,200
雑収益	1,000	1,175	2,175	2,175
経常収益計	459,530	386,335	845,865	753,325
2. 支出				
(1) 経常費用				
事業費	368,276	367,570	735,846	724,659
給料手当	24,500	10,500	35,000	37,000
助成金	191,250	37,550	228,800	228,800
調査事業費等	6,000	0	6,000	11,000
販売物品等仕入	56,161	11,725	67,886	53,700
帽子ベスト作成費	11,725	11,725	23,450	23,450
情報発信事業	18,500	1,500	20,000	19,000
共済費	0	60,000	60,000	60,000
支払備金繰入	0	221,210	221,210	221,210
事故防止対策基金積立	10,000	0	10,000	10,000
予備費	10,000	0	10,000	10,000
経常費用計	393,042	368,470	761,512	750,324
(2) 借入金返済額	0	0	0	0
支出計	393,042	368,470	761,512	750,324
収支差額	66,488	17,865	84,353	3,001

新規狩猟者確保育成事業 ～会員増加率全国第1位の舞台裏～

公益社団法人岩手県猟友会 事務局長 阿部 恵

【はじめに】

会員数の増加率が、令和3年度は全国で第2位、令和4年度には第1位となり、第一種銃猟会員は、微増ながらも2年連続第1位となりました。

これもひとえに県をはじめ市町村や各地域の猟友会の皆様のご尽力の賜と心から感謝申し上げます。

岩手県猟友会では、20年ほど前から会員減少の時期をシミュレーションしながら、特に団塊の世代が75歳を超える時期には大きく減少することを念頭に各種事業に取り組んできました。

しかし、この20年の間に狩猟を取り巻く環境に大きな変化が現れ、本来狩猟と言えば銃猟でしたが、農業被害の増加に伴って銃猟者のわな免許取得やわな猟のみの狩猟者も増加しています。また、銃猟者が高齢になり、わな猟へシフトする例も増えていきます。これらは、有害鳥獣捕獲や指定管理事業による捕獲が増えていることも要因の一つと思われます。

会員増加には、新規狩猟者を増やすことと、現在の狩猟者を減らさないことの二つの側面がありますが、新規狩猟者確保育成のためには、多方面にわたる事業を丁寧に長く続けることが必要だと思います。

【参考】新規入会者数及び構成員数の推移

年度	新規入会者数				構成員数	平均年齢
	わな猟	一種	二種	合計		
H25	13	28	2	43	1,667	62.51
H26	43	45	2	90	1,643	62.54
H27	34	50	2	86	1,652	62.74
H28	29	76	4	109	1,675	62.39
H29	56	50	1	107	1,686	62.36
H30	65	50	3	118	1,729	62.33
R1	51	44	4	99	1,726	62.73
R2	96	43	5	144	1,767	62.19
R3	105	85	5	195	1,861	61.50
R4	145	65	3	213	1,973	61.17

【事例紹介】

＜一般の方へ＞

○捕獲の担い手セミナーの開催（県主催、県猟共催）

狩猟免許を持っていない方を対象として、体験談や射撃の見学、わなの説明、ジビエの試食などを行い、狩猟免許取得を促しています。

○ハンターブースの出展（県主催、県猟共催）

市町村の産業まつりなどにハンターブースを出展し、はく製や毛皮、模擬銃やわなの展示、ジビエの試食、狩猟スタートブックの配布など一般来場者へ狩猟免許取得の働きかけを行なっています。

来場者の中には、もともと興味があったところ、ハンターとの直接ふれあうことで一歩踏み出すきっかけになった方も多いようです。



＜資格取得を目指す方へ＞

○狩猟免許試験予備講習会（県受託事業）

元々は県猟友会の事業でしたが、平成17年度から県の委託事業となり、受講料は無料、テキスト代も県が負担しています。令和4年度は、年4日間の開催で延べ447名の受講がありました。

受託事業は、予算上だけでなく、県や市町村が捕獲の担い手確保の必要性を理解し、一般住民へのアナウンスを担ってくれることがメリットと考えています。以前は、会場の誘致は行っても住民へのアナウンスがされていないこともありましたが、今では県の広報番組や市町村の広報紙への案内や特集記事を掲載している町もあります。

また、受講者の増加に伴い受託料だけでなく県猟友会でも経費を負担し、講師を増員して丁寧な講習に努めています。更に講師には、ベテラン指導者とともに初心者が親しみやすいよう若手の講師を多く配置し、講師にも研修を行うなど質の向上にも力を入れており、将来の猟友会を担う人材育成にもつながると考えています。



○猟銃等講習会（初心者）事前講習（県猟事業）

公安委員会で開催される猟銃等講習会の数日前に猟友会主催で開催しています。1回の受講者は5～20人程度のため様々な質問に対応でき、講師も狩猟免許試験予備講習会の講師が携わることによって受講者と接する機会が増え、受講者からも声がかけやすいよう配慮しています。

<狩猟者の方へ>

○新規狩猟者スキルアップ研修（県主催、県猟共催）

免許取得3年以内の狩猟登録者を対象に、野生鳥獣肉の衛生に関する知識、止め刺し、解体研修を行っています。初心者が実際に捕獲して困るのは、わな猟の止め刺しや解体であることから、実習を含めて研修を行っています。

○新規銃猟者への助成金（財源：大日本猟友会）

新規第一種銃猟者助成金や猟銃譲渡助成金は、地区猟友会を通じて支給しており、新人とのコミュニケーションの機会を得るようにしています。

さらに、大日本猟友会の助成制度とは別に、新規銃猟者に対する助成が手厚い市町村もあります。

○新規狩猟者射撃訓練会・わな講習会

（県猟事業・大日本猟友会助成事業）

経験の浅い会員（狩猟登録5年以内：約670人、全会員の約34%）を対象とした講習会を開催しています。受講希望者が多いことと年代によって習得時間が異なること、射撃訓練への参加に積極的になれない年代をカバーするため、50歳以下（約300人）と51歳以上（約370人）に分けて開催し、指導員も年代に合わせて配置しています。

わなの講習会では、補修にも役立つわなの作り方、掛け方、止め刺しの仕方などを行っています。

昼食時には、バーベキューを行うなど銃猟者・わな猟者の交流会を行い会員相互の交流を行うことにより、「実際に登録しても実猟に出るための準備ができない。」「狩猟が続けられない。」などの問題解消に役立っています。



○青年部・女性会員の活動

（県猟友会事業・大日本猟友会助成事業）

青年部は、50歳以下の会員（約480名）を対象とし、射撃訓練会やわな講習会、交流会などを行っています。

また、女性会員（約70名）を対象として、射撃訓練会やわな講習会、交流会などのほか、令和3年度はジビエ講習会、令和4年度には、猟場での巻き狩り体験会、解体、わな架設体験を実施しています。

青年部・女性部ともに他県との交流を希望しておりますので、ご連絡をお待ちしています。



【おわりに】

平成25年度の新規狩猟者は約40人でしたが、令和4年度には200人を超えました。この状況はいつまで続くのかと思いながらも、60歳前後の方々の増加や現役高校生や大学生が狩猟登録をして進学後、就職後も続けたいという意欲を持っていることは、将来への明るい希望でもあります。

また、75歳以上の方もやめずに活躍している方が増えています。若い方だけでは、クマ出没時などの緊急時の対応が困難なことや、増えすぎた個体数を低減するためには、毎日地道な活動をしてくださるベテラン狩猟者の存在は大きいものがあります。

山や野生鳥獣は、毎日違う顔を見せます。講習等で一定の技術は教えることはできても、実猟での経験は、簡単には補えないのも事実です。経験の浅い狩猟者は、そのことを十分理解し、良い師匠であるベテラン狩猟者とともに山に入って経験を積んでいただき、安全で楽しい狩猟が長く続けられるよう願っています。

有害鳥獣捕獲と高齢化対策 ハンティングドローン開発の原点

一般社団法人京都府猟友会 事務局長 藤木 一美

京都府猟友会では、年間を通して有害鳥獣の捕獲に奮闘しています。

各都道府県猟友会の同士の皆様、酷寒又は高温多湿に加え、青葉が茂り見通しの悪い環境での駆除に神経をすり減らしていることと察します。特に猟銃での巻猟は、猟犬と勢子に大きな負担がかかります。

日本古来狩猟には猟犬、勢子、鉄砲はセットですが、この常識が通用しない時代が訪れました。

それは構成員の減少と高齢化、猟犬飼育のリスクと運用中の事故にあります。

京都府猟友会長は、狩猟歴約 40 年、若い頃は家庭も仕事もかえりみず、猟に没頭していたと聞いております。当然猟犬を飼育し、勢子もタツも経験し親方として地域に君臨し、鷹匠としても名を馳せています。

長年の経験と知識苦勞が生み出したのが、ハンティングドローンです。

猟犬と勢子を最小限にし、効率的で安全な狩猟が出来ないかと、試行錯誤の結果、猟犬は空を飛び、勢子は狩山を見ながらオペレーションする狩猟です。

京都府猟友会は、令和元年からドローンによる鳥獣の追い込み・追い払いを研究し、令和二年にハンティングドローンが完成しました。

しかし、仲間と愛犬を連れて入山し、犬が獲物を見つけて鳴きながらタツに近づくワクワク感は捨てがたいです。

でも、仕事としての駆除は、真夏の高温多湿でも猟犬と勢子は必要です。猟犬飼育と運用のリスクに加え、高齢化による勢子の減少も課題です。

そのリスクを見事克服したのがこの発想です。

ここで皆さんが疑問に思っている事にお答えします。

- 1 本当に獲物が出るの？
▶間違いなく出ます。
- 2 飛行時間は？
▶約 20 分です
- 3 飛行時間が短くないですか？
▶操縦士の立場から申しますと妥当な時間だと聞いています

- 4 ドローンを飛ばせない場所は？
▶航空法とは別に、狩山が展望出来ない場所、離発着場所が無い場所
- 5 飛行距離は？
▶目視飛行で約千メートル
- 6 猟犬とドローン勢子の相違点は？
▶○猟犬は点と線で獲物を追跡
○ドローンは、面と機動力で追い込み、獲物が待ちを通過すれば先回りして追いつく

次にハンティングドローンの用途について紹介します。

- 1 鳥獣の追い込み及び追い払い
- 2 ドッグナビの中継
- 3 猟場周辺住人に対する広報

前記機能を駆使して得た成果について紹介します。

京都府各支部猟友会ではドローン操縦資格者を養成し、府内で約 70 名が取得し各地域で活躍しています。機体の購入は、各市が購入し猟友会に貸与又は貸出といった方法をとっております。府内で十数機が整備され用途により運用されています。又一部の市では防災ドローンとして併用しています。

猟銃によるドローン捕獲の成果

- 1 指定管理鳥獣捕獲（一部猟犬併用）
●射手・18 名・一日平均 20 頭
- 2 広域捕獲（市町村をまたいだ捕獲）
●射手・25 名・一日平均 23 頭
- 3 各市が計画する捕獲等
駆除及び追い払いを実施しています。
- 4 最近では猿、カワウの追い払い要望が増えています。

府猟友会長の発想はこれに留まることなく次の研究に余念がありません。

空飛ぶ野生動物生息ハンター計画です。
壮大で夢のある話の実現しています。

現在の調査技術で、野生鳥獣の正確な数を試算するのは無理があります。

正確な生息数が曖昧のまま、保護や捕獲数を決めるのはナンセンスな話です。

調査にはベテラン猟師の経験と勘、そして卓越したドローン操縦技術は欠かせません。

調査は主に薄明薄暮に中型ドローンにサーマルカメラと赤外線カメラを搭載し、生息する対象物を撮影して可視化分析し、対象動物の数、種類性別、成獣幼獣を明らかにして、地図に生息分布図を展開します。

この情報を野生動物の保護・捕獲の適正資料として活用して頂きたいものです。

ここでハンティングドローンの機能を簡単に説明

します。機体は四枚羽のマルチコプターで高出力アンプにスピーカーと動物駆逐用煙火を2本搭載し、機首にはカメラとLEDライトを装備しています。何れの機能も遠隔操作できます。

ハンティングドローンの操縦は、起伏の大きい山岳地を低空で飛行させるため、高度な操縦技術とタツを意識した追い込み技術が求められます。

従いまして勢子とタツの経験者が操縦する事を推奨します。

京都府猟友会では、追い込み方法と操縦技術の特別講習会を行っております。

ドローンによる狩猟を経験したい方、興味のある方は是非京都府猟友会まで一報下さい。



南丹市での駆除

県猟からの報告 3

和歌山県猟友会青年部の活動記録 ～ハンティングドローンの導入に向けた取り組み～

一般社団法人和歌山県猟友会 紀中ブロック 青年部長 森 誠

和歌山県猟友会青年部は平成30年10月に結成され、若い猟師たちに交流の場を提供し、未来の猟師たちの育成に務めるとともに、地域社会との連携や全国の猟友会との交流を通じて狩猟の魅力と意義を広く伝え、猟友会員の高齢化やハンターの減少に歯止めをかける活動を行っています。

その活動の一環として、令和4年12月に同猟友会女性部とともに、京都府猟友会が導入したハンティ

ングドローンを使った巻狩り猟の視察体験を行いました。

ハンティングドローンとは、猟犬の代わりに猟場の上空から広範囲を効果的に追い込むために使用される先進的な技術です。

2日間の行程で1日目は、京都府猟友会のメンバーと協力団体であるアエロジャパンの皆様からハンティングドローンの操作方法や活用例について詳

しく説明を受け、夜の交流会では双方が抱える課題や取組、解決方法などについて意見を交わし、とても有意義な時間を過ごすことができました。

2日目は実際にハンティングドローンを使用して巻狩り猟に使用する様子を見ることができました。ハンティングドローンの高度な操縦技術やその利点に驚きながら、狩猟の効率化と猟場管理の向上に寄与する可能性を非常に感じました。

視察体験は、単なる技術の導入ではなく、狩猟の伝統と現代の技術の融合についての重要な学習の場となり、狩猟は常に進化し続けるものなのだなと感心しました。新たな技術の導入や手法の改善は、狩猟の継承と発展に不可欠で、ハンティングドローンは、より効率的かつ持続可能な狩猟の実践に期待をもたせるものでした。

また、令和5年3月にはハンティングドローンを迅速に導入できるよう、青年部主催によるドローン免許の講習会を3日間の日程で実施し、青年部、女性部併せて11名が免許を取得しました。

今後の計画としてはハンティングドローンを導入し、有害鳥獣の管理捕獲等に有効に活用していきたいと考えています。

青年部では、このほかにも「巻き狩り体験会」などを実施しており、今後も狩猟の伝統を守りながらも、新たな技術や手法にも積極的に取り組み、猟師たちの技術向上と知識の共有を促進し、狩猟の文化を未来に継承していくことを目指しています。ハンティングドローンを含む新たな狩猟の技術や手法についても、継続的な学びと活用を通じて、狩猟の発展や担い手の確保・育成に貢献していきます。



京都府福知山市でのドローンを使用した巻き狩り研修

農林水産省からのお知らせ

農林水産省ではジビエハンターを育成しています。

この取組には大日本猟友会佐々木会長にも検討委員になっていただき、本研修の周知や基礎研修の実施などに大日本猟友会、県猟友会、支部の皆様の御協力をいただいているところです。

ジビエハンター育成研修制度について

～食品としての衛生的な取り扱いを知ろう～

農林水産省では、より安全なジビエの供給量の増加や、利用率の向上を図るため、捕獲段階からの食肉に適した衛生管理についての全国統一の内容で研修を行う、**ジビエハンター育成研修制度**を令和5年3月に制定。

ジビエハンターとは？

捕獲段階から食肉処理施設に搬入するまでの食肉に適した衛生管理に関する知識を持つ捕獲者のことです。

ジビエハンターを育成する必要性は？

捕獲個体をジビエとして利用することで、今まで捨てられていたものを有効利用でき、農山村の所得向上も期待できます。

しかし

ジビエは、食品であるため、捕獲段階からの「**食品としての衛生的な取り扱い**」が必要です。
捕獲段階から衛生的に取り扱っていないために、食肉処理施設に受け取ってもらえないこともあります。
これが利用率が低い理由の1つにもなっています。



ジビエハンター研修の概要

～2種類の研修の目的と研修方法～

ジビエハンター研修は2段階あります

Step1：基礎研修

～目的～

より多くのハンターに、
「捕獲段階からジビエには食品としての衛生管理が必要」と知ってもらうための研修。

～研修方法～

- 猟友会の研修の際に、会員に対し、動画の視聴や資料配布を行っていただき、研修を実施。
- 農林水産省 HP に動画（16分）・テキストを公開中！

（興味を持ってくれた方には、Step2の育成研修を案内）

Step2：育成研修

～目的～

ジビエ搬入に興味があるハンターをターゲットに、ジビエに必要な衛生管理の知識を学んでもらい、実際に獲る際に活かしてもらうための研修。

～研修方法～

- 研修の主催は、委員会が認めた自治体、民間企業等
- 受講者募集は上記の自治体等で随時各所で行われる。
- 研修内容は、以下の大きく2つ。
 - ① 委員会が認めた講師による研修（約2時間）
 - ② 理解度チェック（約30分。10問で、合否はない）

育成研修は10月20日と12月5日で準備中！両研修の受講、詳細は農林水産省 HP へ！

https://www.maff.go.jp/j/nousin/gibier/gibier_hunter.html ▶▶▶

不明点などあればお気軽にお問い合わせください。

【お問合せ先】農林水産省鳥獣対策・農村環境課 ☎ 03-3502-6571 ✉ gibier-soudan@maff.go.jp



猟銃用実包管理帳簿

年 月 日 ~ 年 月 日

氏名

- ☐ 散弾(スラッグ弾)
☐ 散弾(番径 番)(a:BB弾, b:その他)
☐ ライフル弾()

- ①銃種(散弾銃/ライフル銃) 銃番号()番径(番)
 ②銃種(散弾銃/ライフル銃) 銃番号()番径(番)
 ③銃種(散弾銃/ライフル銃) 銃番号()番径(番)

※1

年 月 日	使用目的 ※2	区 分 ※3	数 量	残 数	相手方の住所・氏名 /消費場所	備 考 ※4
前年度繰越						
年 月 日	狩・有・指・標					
年 月 日	狩・有・指・標					
年 月 日	狩・有・指・標					
年 月 日	狩・有・指・標					
年 月 日	狩・有・指・標					
年 月 日	狩・有・指・標					
年 月 日	狩・有・指・標					
年 月 日	狩・有・指・標					
年 月 日	狩・有・指・標					
年 月 日	狩・有・指・標					
年 月 日	狩・有・指・標					
年 月 日	狩・有・指・標					
年 月 日	狩・有・指・標					
年 月 日	狩・有・指・標					
年 月 日	狩・有・指・標					
年 月 日	狩・有・指・標					
年 月 日	狩・有・指・標					
年 月 日	狩・有・指・標					
年 月 日	狩・有・指・標					
年 月 日	狩・有・指・標					
計						

※1 当帳簿は実包の種類ごとに作成・記録するものとし、該当の実包にチェックし、散弾は()内に番径を記載する。ライフル弾は()内に名称(例:30カービン)を記載する。

※2 「使用目的」欄は、該当の事項に○をつける。 狩:狩猟 有:有害鳥獣駆除 指:指定管理鳥獣等捕獲 標:標的射撃

※3 「区分」欄には、法令に定める「製造」「譲渡」「譲受」「購入」「交付(した)」「保管委託する場合」「交付(された)」「保管委託した実包を払い出す場合」「消費」「廃棄」から該当するものを記載する。

※4 「備考」の欄には、その実包消費に使用した銃の番号(氏名下記載の①②③)を記載する。銃が1丁のみの場合は記載不要。また、必要に応じ、捕獲対象の鳥獣の種類や散弾の場合はBB弾又はその他の散弾の別をa,bで記載する。

猟銃用雷管・火薬管理帳簿（ライフル実包の製造用）

年 月 日 ～ 年 月 日

氏名

年 月 日	猟銃用雷管(個)			火 薬(グラム)			購入先の住所・氏名	備 考
	購入数	製造数	残数	購入量	使用量	残量		
年 月 日								
年 月 日								
年 月 日								
年 月 日								
年 月 日								
年 月 日								
年 月 日								
年 月 日								
年 月 日								
年 月 日								
年 月 日								
年 月 日								
年 月 日								
年 月 日								
年 月 日								
計								

獵友会リーフレットの作成・配付

昨年12月、都道府県獵友会の要望を受けて作成したリーフレット（A4版カラー表裏印刷三つ折り）を配布しました。一般の方々に狩猟への関心を持ってもらうよう、狩猟者になるために必要な資格や獵友会入会のメリットなどを分かりやすく解説しています。イベントなどの際に大にご活用ください。

ごあいさつ



大日本獵友会は、歴史と伝統ある我が国唯一の狩猟者の全国組織です（会員10万余人）。本会は、狩猟の適正化・事故の防止・担い手の育成や鳥獣による農林水産業への被害対策などを国や関係機関と連携・協力して実践しています。また、共済保険を運営し、狩猟による会員の事故に万全の備えを確保しています。

獵友会に入会すれば、先輩の狩猟者から多くを学びながら狩猟の技をみがくことができます。狩猟や鳥獣被害対策に参加したい思いがある方は、ぜひ獵友会に加入してください。

皆さんのご参加を心からお待ちしています。

一般社団法人大日本獵友会 会長 佐々木 洋平



山や川、湖の自然を体感しながら野生の鳥獣を狩猟し、自らの知識と腕で、また愛犬や獵友とのチームワークで狩猟の楽しさが狩猟の奥深さと魅力を生み出しています。

増えすぎたシカやイノシシなどが引き起こす様々な被害の抑制にも貢献できる狩猟は、野生鳥獣の生態数を適正に調整しながら人と鳥獣が共存していくために重要な役割を担っています。

一般社団法人 大日本獵友会
〒102-0073 東京都千代田区九段北 3-2-11
TEL.03-3234-8080 FAX.03-3234-8040
表紙写真 狩猟行提供

HUNTER'S ROAD

Hunter is the nature conservator of Japan.

狩猟者への道




狩猟者は自然環境を守る「森の番人」です

獵友会に入会すると？

会費などの経費、他の会員とのつきあひといった側面もありますが多くのメリットがあります。特に銃獵免許者は、約8割の方が獵友会に入会しています。そして、地域の獵友会の仲間たちがいるな場面が助けてくれるという大きなメリットがあります。

自動的に狩猟事故共済保険に加入	新人にはハンター用帽子とベストを無償で配布
狩猟者登録や新しい書類手続きの代行	安全・確実に捕獲するためのノウハウを伝授
先輩会員から銃獵等の譲り受け（銃の点検あり）	地域特有の狩猟ルールや情報の提供
獵友会発行書類で銃銃用弾薬購入の簡便化	地域の有害鳥獣捕獲隊等に参加できる

狩猟に必要な免許と資格

狩猟とは、定められたルールによって野生の鳥獣を捕獲することです。狩猟するには、銃獵免許を取得し、狩猟者登録を行う必要があり、銃獵の場合には銃の所持許可も必要です。

免許・資格	銃獵免許	銃の所持許可
都道府県庁	都道府県庁	居住地を管轄する警察署
環境省	環境省	警察庁
鳥獣保護管理法	鳥獣保護管理法	銃刀法

● 狩猟免許の種類と使用できる猟法（法定猟具）

第一種銃獵	銃獵銃（ライフル銃、散弾銃）、空気銃
第二種銃獵	空気銃
網獵	網（むそう網、はり網、つづ網、なげ網）
わな獵	わな（くくりわな、ほこわな、置いわな等）

● 所持資格と可能な獵

狩猟免許のみ	銃獵・わな獵
銃の所持許可のみ	クレー射撃
狩猟免許+銃の所持許可	銃獵（銃）、クレー射撃

よくあるご質問

Q 狩猟って誰でもできるの？
① 「狩猟免許」の取得と「狩猟者」の登録など各種申請手続きをすれば基本的に誰でもできますよ。

Q 狩猟免許の試験ってどんな試験？
② 道徳・知識・技能の3つの試験があって、しっかり準備すれば難しくありませんよ。

Q 免許取得の手続きはどこで出来るの？
③ 都道府県庁の狩猟担当部署に相談してね。獵友会や銃獵店でも相談に乗ってくれるよ！

Q 費用はどのくらいかかるの？
④ 各種手続きや銃獵購入などの初期費用に、銃獵は約30万円、わな獵の場合だと5万円くらいが目安だよ。

Q 銃獵って簡単に持てるの？
⑤ 簡単に持てないよ。銃獵の所持は、厳しい審査をパスした安全な取扱いができる人だけが許可されるよ。

Q どんな動物でも狩猟できるの？
⑥ 法令で46種の狩猟鳥獣が決められてるよ。都道府県によって捕獲禁止の場合もあるから確認が必要だよ！

詳しくはお近くの **獵友会へ!!**

一般社団法人 **大日本獵友会**
〒102-0073 東京都千代田区九段北 3-2-11
TEL.03-3234-8080

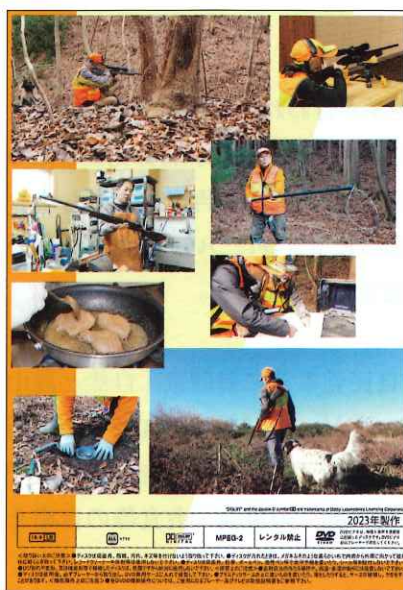
28

日獵会報 2023.9

日猫トピックス

DVD「セーフ・ハンティング」の作成・配付

安全に狩猟を行うための心構えや振舞いを広く普及することを目的に、DVD「セーフ・ハンティング」を製作しました。基礎知識、銃猟、わな猟、フォローアップの4編で構成されています。狩猟免許試験の講習会等でご利用いただくとともに、初心者からベテランまで会員の皆様も是非4編通してご覧ください（ホームページからもご覧いただけます）。



セーフ・ハンティング

一般社団法人 大日本猟友会
2023



【各編の概要】

■基礎知識編

安全に狩猟を楽しむために、注意すべきポイントや安全管理の基礎を解説しています。初心者の方はもちろん、ベテランの方もご自身の振り返りに活用いただけます。

■銃猟編

銃猟は一步間違えれば取り返しのつかない大事故を招くことになります。

安全に銃猟を行うために必要な知識、銃の取扱いで気をつけるべきポイントや日々の訓練の重要性などを解説しています。

■わな猟編

人間と野生鳥獣の知恵比べともいえるわな猟の技術は、現在も進化を続けています。また、わな猟は安全と思われがちですが、事故も起こっています。わな猟で安全に捕獲するための技術を解説しています。

■フォローアップ編

狩猟は常に危険と隣り合わせであり、毎年重大な事故が発生しています。安心安全な狩猟を行うために、心がけるべきことを初心者の方だけではなく、ベテランの方にも考えていただくための動画です。

大日本猟友政治連盟の活動報告

大日本猟友政治連盟は、平成 22 年に大日本猟友会の役員が主体となって結成された政治資金規正法に基づく政治団体で、狩猟や野生鳥獣管理に理解の深い「自民党鳥獣捕獲緊急対策議員連盟」（略称：鳥獣議連、会長：二階俊博元幹事長）所属の国会議員などに対する各種要請活動や政治活動支援、選挙応援、狩猟に関する普及広報などの活動を行っています。

連盟の運営は、構成員の皆様からの寄附金（寄附金目安額：1 人 200 円以上）を原資としていしますので、今年も皆様のご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。

▼令和4年(R4.1.1～R4.12.31)の活動概要

(1) 鳥獣議連等を通じた各種要請活動等

令和 4 年は、新型コロナ対策のまん延防止等重点措置については 3 月 21 日に全ての地域で解除されました。その後 7 月には全国の 1 日の新規感染者数が 20 万人を超えるなどの感染拡大期間がありましたが、秋以降の新規感染の収まりとともに国民の生活・活動も少しずつ落ち着きを取り戻してきました。そのような中、自民党鳥獣捕獲緊急対策議員連盟（鳥獣議連、会長：二階俊博先生）等を通じ、捕獲体制の確立を目指した提案を行い、国の予算である「鳥獣被害防止総合対策交付金」において、新規事業として「鳥獣被害対策基盤支援事業・鳥獣捕獲者育成モデル事業」を獲得することができました。

また、各省庁に対し引き続き法令改正等の要望を行うとともに、2023 年半減目標の達成に向けたニホンジカ・イノシシの集中捕獲推進については、政府の「集中捕獲キャンペーン」に協力し、捕獲数の増加に貢献しました。

(2) 狩猟関係議員等に対する支援

コロナウイルス感染症に伴う国会議員の会合自粛も若干緩和され、政経パーティ等への支援、自民党鳥獣議連所属議員をはじめとする政府与党の国会議員や政策集団の政治活動に対する支援を引き続き行いました。また、令和 4 年 7 月の参議院選挙については、前回も推薦した尾立源幸氏の立候補について、自民党への推薦等の支援を行いました。

(3) 選挙応援等

7 月に参議院選挙が行われ、狩猟関係の候補者を中心として応援活動を行い、鶴保庸介先生を始めとする鳥獣議連所属の先生の再選に貢献しました。また、一部の知事選等について、関係県猟の協力を得て応援等を行いました。

(4) 広報活動

恒例となった自民党本部における「自然と農山村を守る狩猟のつどいージビエを食べて中山間地を守ろうー」は、1 月に第 6 回目を開催予定でしたが、自民党本部での集会・会食等の自粛を受けて、延期となりました。

自由民主党 鳥獣捕獲緊急対策議員連盟 役員名簿

令和 5 年 7 月現在

顧問	衛藤征士郎(衆)	山東昭子(参)
会長	二階俊博(衆)	
会長代行	鶴保庸介(参)	
副会長	稲田朋美(衆)	岸田文雄(衆) 塩谷 立(衆)
	鈴木俊一(衆)	田村憲久(衆) 浜田靖一(衆)
	森 英介(衆)	中曽根弘文(参) 林 芳正(衆)
	山崎正昭(参)	
幹事長	林 幹雄(衆)	
幹事長代理	野村哲郎(参)	
副幹事長	高鳥修一(衆)	
常任幹事	伊東良孝(衆)	遠藤利明(衆) 高市早苗(衆)
	平沢勝栄(衆)	古川 康(衆) 新藤金日子(参)
	堂故 茂(参)	山田俊男(参) 山谷えり子(参)
事務局長	谷 公一(衆)	
事務局次長	武部 新(衆)	牧島かれん(衆) 宮路拓馬(衆)
	三木 亨(参)	

▼令和5年の事業計画

令和5年も、引き続き自民党鳥獣捕獲緊急対策議員連盟（鳥獣議連）等を通じ、銃刀法の規制緩和等に関する大日本猟友会としての要望活動を積極的に展開します。

また、本年は4月に統一地方選挙が行われること

から、各都道府県における狩猟関係候補者を中心に応援活動を行います。なお、衆議院議員選挙、衆・参の補選やその他の都道府県知事等の選挙についても、必要に応じ応援活動を行います。

○令和4年決算（R4.1.1～R4.12.31）

（単位：円）

科 目	令和4年	（参考）令和3年
I 収入の部		
1. 寄付金（個人：構成員）	17,849,350	18,694,790
2. その他の収入（利息等）	74	69
収入合計	17,849,424	18,694,859
II 支出の部		
1. 経常経費	1,225,284	1,000,720
2. 政治活動費	18,868,642	11,209,333
（1）組織活動費	10,638,786	5,886,288
（2）選挙関係費	8,229,856	5,323,045
3. 予備費	0	0
支出合計	20,093,926	12,210,053
収支差額	△ 2,244,502	6,484,806
前年度繰越金	27,434,924	20,950,118
繰越収支差額	25,190,422	27,434,924

○令和5年予算（R5.1.1～R5.12.31）

（単位：円）

科 目	5年予算	（参考）4年予算
I 収入の部		
1. 寄付金（個人）	20,600,000	20,600,000
2. その他の収入（利息等）	100	100
収入合計	20,600,100	20,600,100
II 支出の部		
1. 経常経費	1,520,000	1,460,000
2. 政治活動費	19,000,000	27,000,000
3. 予備費	2,000,000	2,000,000
支出合計	22,520,000	30,460,000
収支差額	△ 1,919,900	△ 9,859,900
前年度繰越金	25,190,422	27,434,924
繰越収支差額	23,270,522	17,575,024

統計資料

1. 猟銃等所持者数・狩猟免許保有者数・大日本猟友会構成員数の推移

(単位：人)

年度	猟銃等 所持者数	狩猟免許保有者数						大日本猟友会構成員数					
		第一種 銃猟	第二種 銃猟	わな猟	網 猟	合 計	内女性	第一種 銃猟	第二種 銃猟	わな猟	網 猟	合 計	内女性
S58	390,623	346,006	18,668	12,773		377,447	1,115	294,015	5,831	3,186		303,032	
S59	369,237	356,170	19,139	13,987		389,296	1,204	276,531	5,435	3,162		285,128	
S60	337,385	297,014	15,672	13,581		326,267	1,006	261,867	4,936	3,160		269,963	
S61	321,483	297,767	15,787	14,204		327,758	989	247,357	4,636	3,230		255,223	
S62	307,450	299,314	15,811	15,187		330,312	1,043	237,598	4,288	3,313		245,199	
S63	290,999	259,074	14,426	15,133		288,633	894	228,867	4,231	3,355		236,453	
H 1	278,946	257,879	14,576	15,835		288,290	854	219,355	3,982	3,305		226,642	
H 2	269,132	258,129	14,791	16,605		289,525	890	213,102	3,949	3,274		220,325	
H 3	260,520	229,238	14,572	16,495		260,305	928	207,066	3,995	3,365		214,426	
H 4	254,379	227,505	14,908	17,338		259,751	946	199,610	3,940	3,461		207,011	
H 5	248,095	231,991	15,404	19,008		266,403	994	192,682	3,778	3,727		200,187	
H 6	241,593	208,776	15,278	19,886		243,940	995	187,481	3,833	3,873		195,187	
H 7	235,675	208,553	16,141	21,297		245,991	991	179,060	3,694	4,033		186,787	
H 8	229,880	209,332	16,205	22,293		247,776	1,107	173,073	3,588	4,362		181,023	
H 9	222,921	187,450	16,012	23,754		227,216	957	168,694	3,610	4,875		177,179	
H10	211,129	188,836	16,204	25,632		230,672	1,019	159,811	3,332	5,319		168,462	
H11	204,854	189,201	16,137	28,343		233,681	1,081	153,671	3,272	6,070		163,013	
H12	198,535	170,464	8,499	31,271		210,234	1,006	148,587	3,223	7,221		159,031	
H13	193,007	169,523	6,868	34,681		211,072	953	141,416	3,166	8,276		152,858	
H14	186,973	169,691	4,748	38,041		212,480	1,092	135,920	3,185	9,613		148,718	
H15	171,925	152,257	3,775	41,440		197,472	1,145	131,713	3,205	10,993		145,911	
H16	171,622	151,205	3,469	43,656		198,330	1,227	125,291	2,857	11,510		139,658	
H17	166,579	152,780	3,290	47,552		203,622	1,213	120,280	2,742	12,593		135,615	
H18	160,813	135,333	2,754	47,140		185,227	1,217	115,412	2,551	13,251		131,214	
H19	158,173	135,960	2,631	51,597	38,717	228,905	1,372	110,618	2,395	14,082	462	127,557	
H20	152,938	135,352	2,497	53,571	30,113	221,533	1,599	104,391	2,255	15,191	483	122,320	
H21	142,294	117,497	2,194	57,818	8,366	185,875	1,539	99,083	2,192	17,795	496	119,566	
H22	131,766	116,506	2,119	64,321	7,268	190,214	1,708	91,263	2,142	20,435	481	114,321	
H23	122,515	116,122	2,080	72,892	7,324	198,418	1,912	84,469	2,072	24,397	468	111,406	
H24	113,942	96,242	1,875	76,042	6,510	180,669	2,037	79,407	2,125	25,870	459	107,861	
H25	107,651	96,351	1,876	80,630	6,470	185,327	2,636	75,166	2,205	27,431	468	105,270	
H26	102,300	97,981	1,926	87,057	6,798	193,762	3,184	71,767	2,287	29,732	456	104,242	
H27	98,638	88,592	1,921	92,883	6,687	190,083	4,181	70,213	2,243	32,514	414	105,384	1,183
H28	96,232	91,174	1,993	99,893	7,081	200,141	5,145	68,651	2,203	34,003	401	105,258	1,571
H29	94,726	93,718	2,029	106,388	7,415	209,550	6,328	67,444	2,194	35,788	360	105,786	1,908
H30	93,034	88,009	1,960	110,010	7,298	207,277	7,301	65,905	2,742	36,059	344	105,050	2,127
R 元	92,340	90,010	2,024	115,559	7,824	215,417	8,075	63,747	2,671	37,477	340	104,235	2,458
R 2	89,820							61,867	2,718	39,050	319	103,954	2,751
R 3	87,973							60,579	2,658	40,468	280	103,985	3,082
R 4	86,499							59,092	2,723	40,420	268	102,503	3,469

※複数免許保有者あり、合計は延人数

※ H19 年度からわな猟・網猟免許分離、H18 年度以前（甲種免許）はわな猟欄に記載

※猟銃等所持者数は12月末、他は3月末の数字

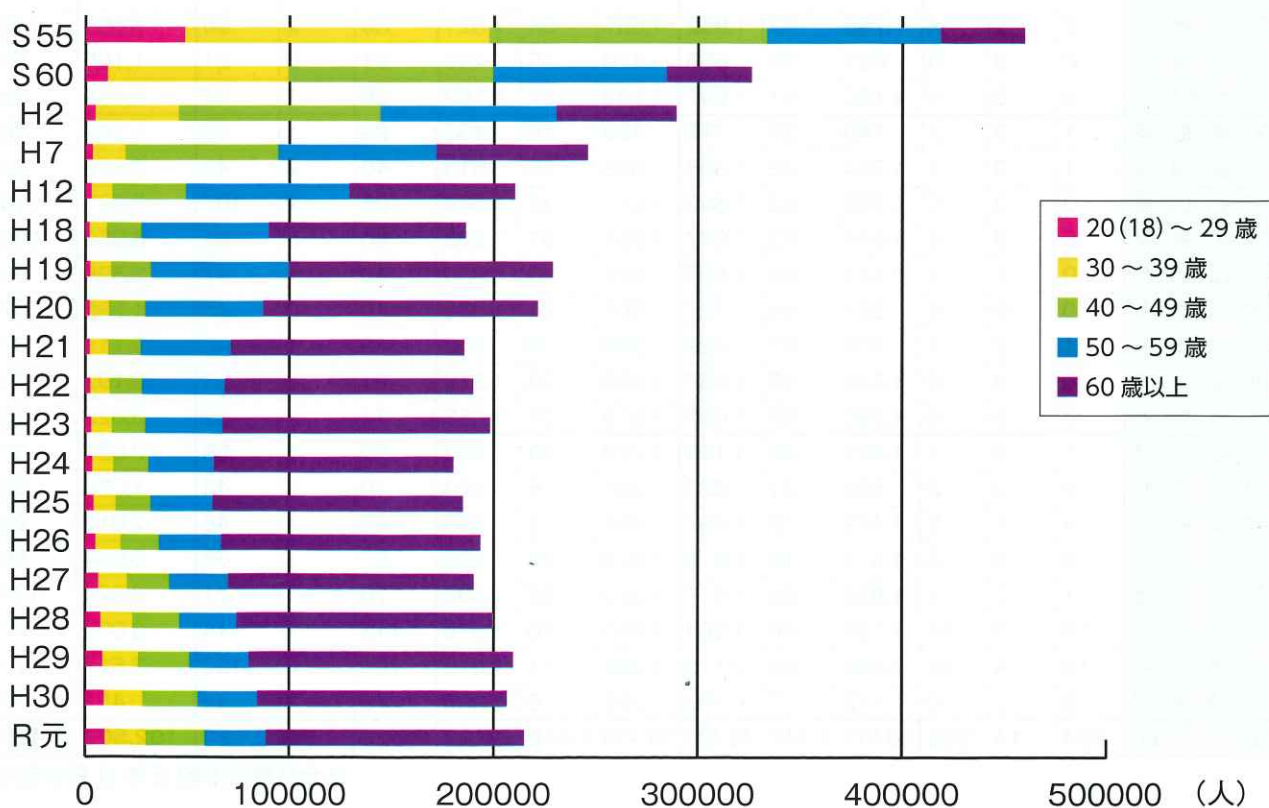
2. 年代別狩猟免許保有者数

(単位：人)

年度	20(18)～29 歳	30～39 歳	40～49 歳	50～59 歳	60 歳以上	合 計
(S55 割合)	10.6%	32.3%	29.5%	18.4%	9.2%	100.0%
S 5 5	48,840	148,964	135,821	84,875	42,271	460,771
S 6 0	10,856	88,578	100,124	85,037	41,672	326,267
H 2	4,952	40,781	98,881	85,843	59,068	289,525
H 7	3,633	15,954	75,061	77,457	74,037	246,142
H12	3,090	10,089	36,199	79,810	81,046	210,234
H18	2,129	8,363	16,865	62,600	96,622	186,579
H19	2,551	10,148	19,383	67,603	129,220	228,905
H20	2,282	9,428	17,648	57,884	134,291	221,533
H21	2,324	8,953	15,778	44,419	114,346	185,820
H22	2,654	9,254	15,798	40,823	121,680	190,214
H23	3,094	9,918	16,392	37,967	130,999	198,418
H24	3,603	10,131	17,194	32,318	117,422	180,669
H25	4,200	10,775	17,063	30,534	122,751	185,327
H26	5,176	12,236	18,729	30,703	126,899	193,762
H27	6,574	13,995	20,700	28,494	120,292	190,083
H28	7,647	15,704	23,179	28,208	125,389	200,141
H29	8,540	17,433	25,281	29,016	129,115	209,550
H30	9,381	18,777	27,246	29,135	122,065	207,277
R 元	9,798	19,991	29,057	29,979	126,137	215,417
R 元 割合	4.5%	9.3%	13.5%	13.9%	58.6%	

(出典：環境省資料)

- 備考：①年齢不明があるため、年代別保有者数を足し合わせた数値と合計値が合わない場合がある。また、数値は延人数（重複保有あり）。
 ②平成 19 年度に網・わな猟分離
 ③平成 27 年度より網・わな猟免許は 18 歳から



3. 都道府県猟友会・会員種別 構成員数

(単位：人)

No.	都道府県 猟友会名	網猟			わな猟			第一種銃猟			第二種銃猟			構成員 総数	(内 女性)
		男性	女性	小計	男性	女性	小計	男性	女性	小計	男性	女性	小計		
1	北海道	0	0	0	540	35	575	4,451	238	4,689	92	5	97	5,361	278
2	青森県	1	0	1	56	3	59	874	22	896	17	1	18	974	26
3	岩手県	0	0	0	451	32	483	1,423	41	1,464	25	0	25	1,972	73
4	宮城県	16	2	18	651	31	682	1,122	26	1,148	32	1	33	1,881	60
5	秋田県	0	0	0	74	8	82	1,349	34	1,383	6	0	6	1,471	42
6	山形県	1	0	1	379	17	396	1,275	29	1,304	27	2	29	1,730	48
7	福島県	1	0	1	768	23	791	1,863	25	1,888	58	2	60	2,740	50
8	新潟県	77	1	78	360	20	380	1,677	57	1,734	38	1	39	2,231	79
9	茨城県	14	0	14	371	18	389	1,533	24	1,557	106	6	112	2,072	48
10	栃木県	1	0	1	638	23	661	1,372	31	1,403	60	2	62	2,127	56
11	群馬県	0	0	0	382	14	396	1,268	27	1,295	36	6	42	1,733	47
12	埼玉県	6	0	6	182	9	191	1,798	44	1,842	83	4	87	2,126	57
13	千葉県	24	1	25	291	18	309	1,740	35	1,775	75	1	76	2,185	55
14	東京都	4	0	4	59	6	65	1,600	86	1,686	81	5	86	1,841	97
15	神奈川県	2	0	2	111	7	118	1,657	60	1,717	50	0	50	1,887	67
16	山梨県	0	0	0	337	34	371	1,442	58	1,500	27	2	29	1,900	94
17	静岡県	3	0	3	1,350	71	1,421	1,769	60	1,829	66	4	70	3,323	135
18	富山県	5	0	5	184	11	195	536	16	552	28	0	28	780	27
19	石川県	19	0	19	848	37	885	431	14	445	19	1	20	1,369	52
20	福井県	0	1	1	381	13	394	388	13	401	16	0	16	812	27
21	長野県	3	0	3	1,223	69	1,292	2,619	79	2,698	103	6	109	4,102	154
22	岐阜県	8	1	9	919	42	961	1,030	31	1,061	90	3	93	2,124	77
23	愛知県	12	0	12	688	33	721	860	25	885	85	3	88	1,706	61
24	三重県	1	0	1	954	33	987	1,085	25	1,110	45	3	48	2,146	61
25	滋賀県	0	0	0	323	9	332	608	15	623	31	0	31	986	24
26	京都府	8	1	9	767	38	805	852	33	885	40	0	40	1,739	72
27	大阪府	0	1	1	405	28	433	802	31	833	33	0	33	1,300	60
28	兵庫県	2	0	2	1,759	93	1,852	1,567	54	1,621	88	2	90	3,565	149
29	奈良県	0	0	0	621	38	659	470	15	485	21	0	21	1,165	53
30	和歌山県	0	0	0	1,190	57	1,247	1,143	37	1,180	26	1	27	2,454	95
31	鳥取県	1	0	1	749	29	778	423	10	433	29	1	30	1,242	40
32	島根県	1	0	1	1,344	42	1,386	598	15	613	40	2	42	2,042	59
33	岡山県	0	0	0	1,763	83	1,846	1,511	33	1,544	105	2	107	3,497	118
34	広島県	0	0	0	1,614	63	1,677	1,251	37	1,288	80	5	85	3,050	105
35	山口県	0	1	1	1,527	68	1,595	925	28	953	46	1	47	2,596	98
36	徳島県	0	0	0	681	46	727	801	21	822	46	0	46	1,595	67
37	香川県	1	0	1	702	27	729	338	9	347	39	1	40	1,117	37
38	愛媛県	0	0	0	1,539	48	1,587	1,495	23	1,518	84	3	87	3,192	74
39	高知県	0	0	0	1,590	90	1,680	1,519	34	1,553	87	2	89	3,322	126
40	福岡県	1	0	1	1,091	38	1,129	1,270	28	1,298	95	1	96	2,524	67
41	佐賀県	2	0	2	599	21	620	354	6	360	40	3	43	1,025	30
42	長崎県	4	1	5	1,419	78	1,497	457	8	465	45	1	46	2,013	88
43	熊本県	0	0	0	1,571	45	1,616	1,378	22	1,400	67	1	68	3,084	68
44	大分県	1	0	1	1,833	84	1,917	1,313	22	1,335	70	1	71	3,324	107
45	宮崎県	16	0	16	1,158	46	1,204	1,650	20	1,670	113	1	114	3,004	67
46	鹿児島県	19	4	23	2,053	62	2,115	1,365	11	1,376	103	0	103	3,617	77
47	沖縄県	0	0	0	178	7	185	222	6	228	40	4	44	457	17
合 計		254	14	268	38,673	1,747	40,420	57,474	1,618	59,092	2,633	90	2,723	102,503	3,469

※会員数は令和5年3月末現在

4. 狩猟者登録種類別鳥獣捕獲数（登録狩猟）

（単位：羽・頭）

年 度	網 ・ わ な 猟			第 一 種 銃 猟		
	鳥 類	獣 類	合 計	鳥 類	獣 類	合 計
H 2 1	95,109	127,263	222,372	613,165	219,132	832,297
H 2 2	79,033	192,410	271,443	631,475	234,595	866,070
H 2 3	69,300	159,355	228,655	401,798	217,654	619,452
H 2 4	65,440	162,662	228,102	496,863	218,001	714,864
H 2 5	69,548	169,757	239,305	339,045	183,826	522,871
H 2 6	65,510	189,112	254,622	418,833	196,670	615,503
H 2 7	58,330	198,083	256,413	322,062	156,629	478,691
H 2 8	54,616	187,447	242,063	317,936	156,186	474,122
H 2 9	56,175	173,979	230,154	289,963	145,584	435,547
H 3 0	46,912	188,244	235,156	239,157	122,591	361,748
R 元	42,327	178,209	220,536	244,360	110,931	355,291

年 度	第 二 種 銃 猟			合 計		
	鳥 類	獣 類	合 計	鳥 類	獣 類	合 計
H 2 1	39,046	7,229	46,275	747,320	353,624	1,100,944
H 2 2	50,424	498	50,922	760,932	427,503	1,188,435
H 2 3	24,911	303	25,214	496,009	377,312	873,321
H 2 4	48,109	262	48,371	610,412	380,925	991,337
H 2 5	29,014	247	29,261	437,607	353,830	791,437
H 2 6	47,295	438	47,733	531,638	386,220	917,858
H 2 7	32,956	450	33,406	413,348	355,162	768,510
H 2 8	37,805	477	38,282	410,357	344,110	754,467
H 2 9	27,013	461	27,474	373,151	320,024	693,175
H 3 0	20,943	471	21,414	307,012	311,306	618,318
R 元	27,937	426	28,363	314,624	289,566	604,190

（出典：環境省資料）

5. 大型獣類（イノシシ・シカ・サル）捕獲数等

（単位：頭）

年 度	登 録 狩 猟		有害鳥獣捕獲＋個体数調整		
	イノシシ	シ カ	イノシシ	シ カ	サ ル
H 2 1	159,800	157,400	148,900	154,800	16,200
H 2 2	228,300	168,100	248,700	195,000	21,900
H 2 3	169,300	183,600	221,200	231,900	17,800
H 2 4	161,200	193,800	265,400	272,600	25,100
H 2 5	156,700	176,800	296,200	336,500	19,800
H 2 6	174,400	189,900	346,200	398,100	27,200
H 2 7	166,100	168,700	387,600	424,900	25,100
H 2 8	162,700	161,100	457,700	418,200	25,100
H 2 9	143,300	157,800	409,200	443,000	23,200
H 3 0	142,300	142,900	462,600	429,400	23,500
R 元	132,800	137,400	507,800	465,500	—

（出典：環境省資料）

○備考：数字は十の位で四捨五入したもの

6. 野生鳥獣による農林業被害状況

(1) 農業被害面積

(単位：千ha)

年 度	鳥 類					獣 類					合計
	スズメ	カラス	ヒヨドリ	その他	小計	イノシシ	シカ	サル	その他	小計	
H21	4.9	13.4	1.9	6.4	23.6	12.4	57.1	4.3	4.5	78.3	101.9
H22	4.0	10.2	3.0	4.9	22.1	14.1	63.6	4.8	5.5	88.0	110.1
H23	3.0	9.3	1.5	4.4	18.2	14.3	62.2	4.1	4.8	85.4	103.6
H24	2.6	6.4	2.3	3.6	14.9	12.0	62.3	3.5	4.6	82.4	97.3
H25	2.4	5.9	1.3	3.4	13.0	10.9	48.3	2.7	4.1	66.0	79.0
H26	2.2	5.6	1.7	2.9	12.6	10.6	50.7	2.4	5.0	68.7	81.2
H27	2.2	4.4	1.5	3.2	11.4	9.6	51.2	1.8	7.2	69.5	80.9
H28	1.6	3.7	1.2	2.7	9.2	8.2	42.8	1.6	3.4	56.0	65.2
H29	1.1	3.0	0.9	1.9	6.9	6.7	35.4	1.2	3.0	46.3	53.2
H30	0.8	2.6	0.6	2.3	6.3	5.9	35.8	1.0	2.8	45.5	51.8
R 元	0.7	2.3	0.8	1.7	5.5	5.5	33.8	1.0	2.7	42.9	48.4
R 2	0.7	1.9	0.6	1.6	4.7	5.2	29.7	0.9	3.0	38.7	43.4
R 3	0.4	1.6	0.4	1.3	3.8	4.2	22.1	0.7	2.5	29.5	33.3

(出典：農水省資料)

(2) 農業被害金額

(単位：百万円)

年 度	鳥 類					獣 類					合計
	スズメ	カラス	ヒヨドリ	その他	小計	イノシシ	シカ	サル	その他	小計	
H21	514	2,306	497	1,713	5,030	5,590	7,059	1,649	2,002	16,300	21,331
H22	476	2,287	1,084	1,420	5,267	6,799	7,750	1,854	2,279	18,682	23,949
H23	447	2,209	331	1,235	4,222	6,231	8,260	1,605	2,309	18,405	22,627
H24	393	2,060	650	1,090	4,193	6,221	8,210	1,536	2,804	18,771	22,964
H25	346	1,811	246	1,148	3,551	5,491	7,555	1,315	1,997	16,358	19,909
H26	366	1,732	639	1,048	3,785	5,478	6,525	1,306	2,040	15,349	19,134
H27	365	1,651	471	1,025	3,512	5,133	5,961	1,091	1,951	14,137	17,649
H28	310	1,618	480	1,077	3,485	5,072	5,634	1,031	1,941	13,678	17,163
H29	307	1,470	406	1,017	3,200	4,782	5,527	903	1,974	13,186	16,387
H30	237	1,425	307	928	2,897	4,733	5,410	823	1,915	12,881	15,777
R 元	236	1,329	602	974	3,141	4,619	5,304	860	1,876	12,660	15,801
R 2	213	1,379	391	1,034	3,016	4,553	5,642	855	2,043	13,093	16,109
R 3	190	1,313	345	1,006	2,854	3,910	6,097	752	1,901	12,661	15,516

(出典：農水省資料)

(3) 森林被害面積

(単位：千ha)

年 度	獣 類					合計
	シカ	カモシカ	クマ	ノネズミ	その他	
H21	4.1	0.4	0.8		0.9	6.1
H22	4.0	0.3	1.2		0.7	6.2
H23	5.7	0.3	1.1	2.0	2.3	9.4
H24	6.5	0.5	0.6	1.2	1.4	9.0
H25	6.8	0.4	0.6	0.8	1.1	8.9
H26	7.1	0.4	0.5	0.6	0.8	8.8
H27	6.0	0.3	0.6	0.7	0.9	7.8
H28	5.6	0.3	0.6	0.5	0.2	7.1
H29	4.7	0.3	0.6	0.6	0.2	6.4
H30	4.3	0.2	0.6	0.7	0.1	5.9
R 元	3.5	0.2	0.4	0.6	0.2	4.9
R 2	4.2	0.2	0.3	0.7	0.3	5.7
R 3	3.5	0.1	0.4	0.7	0.2	4.9

(出典：林野庁資料)

7. 猟銃等の盗難

(1) 猟銃等の盗難件数

区分 / 年度	H30 年	R 元年	R2 年	R3 年	R4 年
件 数	1	0	0	1	0
丁 数	2	0	0	2	0
ライフル銃	1	0	0	0	0
散弾銃	1	0	0	0	0
空気銃	0	0	0	2	0

(2) 実包の盗難状況

区分 / 年度	H30 年	R 元年	R2 年	R3 年	R4 年
件 数	1	1	2	0	0
個 数	471	12	505	0	0
ライフル実包	0	0	0	0	0
散弾銃実包	471	12	505	0	0

(以上出典：警察庁資料)

猟銃や実包の盗難に注意！

- ・自宅での猟銃・実包の保管管理にあたっては、**堅固な保管庫に収納し、猟銃と適合実包は同一建物内には保管しない。**
- ・保管庫の設置場所は、屋内の部屋に入った時に**目につかない場所**、例えば、押入の中等に保管し、猟銃・実包の保管ロッカーは**丈夫なネジ等でしっかり固定**する。

共済だより

I. 令和4年度の狩猟事故共済保険事業の報告

(1) 発生事故の概要

令和4年度の本会構成員による狩猟事故発生件数（※保険金支払件数とイコールではありません）は、次ページ以下に詳細な報告がありますが、総数274件と前年度からわずかに増加したものの、過去5年間で2番目に少ない件数となりました。

その内訳は、前年は0件だった他損死亡事故が1件、他損傷害事故は10件となり、そのうち銃器による事故は2件で、跳弾と矢先の安全不確認が原因でした。

また、噛み付き等、猟犬による他損傷害事故が計6件と増加傾向にあります。

自損傷害事故は合計263件で、前年の244件から増加しています。

銃器による自損死亡事故も2件発生したほか、病死を含むその他の死亡事故が10件と前年同様、多く発生しました。

特に四国地方においてマダニ咬傷による死亡事故が3件発生しており、注意が必要です。

自損事故では、近年つまずきやスリップによる骨折や捻挫等に加え、くくりわなに掛かったイノシシなどに逆襲される事故が引き続き大変多くなっています。

また、クマによる襲撃もここ4年間、二桁の発生件数となっており、後遺障害を伴う重大なケガを負う事故も発生しています。

その他、令和4年度も急性心疾患（例：心筋梗塞）などによる狩猟行為中の疾病発症による死亡が5件発生しており、いわゆる「シルバー狩猟者」には日頃の健康・体調管理が大切なことが実感されます。

くくりわな猟については、獲物が掛かった際にワイヤーが切れたり外れたりすることのないよう留意することと、見回りや止め刺しの際は獲物の逆襲に十分な注意が必要です。

錯誤捕獲にともなう放獣時の事故としては、前年同様ニホンカモシカによる事故が4件、その他クマ、

アナグマ、タヌキの放獣時の逆襲による事故が発生しています。

カモシカやクマがくくりわなに掛かる例が増えていますが、放獣しようとして単独かつ安易にわなから外すことは絶対に避けることが大切です。

そのような場合には、一人では対処せず、猟仲間や市役所・町村役場等に連絡し、ベテランの方々との協力により安全に対処するようご注意ください。

(2) 共済保険事業内容の概要

令和4年度の共済保険事業の支払件数は187件と前年度に比べて減少し、支払総額も保険料収入121,194千円に対し46,481千円にとどまりましたが、必要経費に加え、大口の他損傷害事案の支払いが発生したことに伴い、支払備金繰入額の計上額が大きく増加したため、単年収支では赤字となりました。しかしながら、積立金の運用益収入等もあり、支払備金を除けば概ね健全な状態を維持しつつ事業運営を行っています。

なお、上記のように令和4年度の事故発生件数も減少傾向にはありますが、これまでに発生した他損事故については今後保険金請求が行われますので、今後支払保険金増加の要因となることに留意が必要です。

また、保険金の支給を決定する狩猟事故共済審査委員会は概ね通常通りの開催となったほか、問題がないと考えられる申請案件は委員長専決により対応を行い、保険金支払いが遅れることのないよう努めました。

注意事項

- シルバー狩猟者は、**つまずきやスリップ**には細心の注意！
- くくりわなは、**イノシシやクマ類の「逆襲」**に特に注意！
- 大型獣の錯誤捕獲は、**単独で対処せず必ず仲間や役場等に連絡！**

Ⅱ. 令和4年度事故発生報告件数

* 令和4年4月～令和5年3月までの発生について本会に報告があったもの

1. 総発生件数

年 度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
死 亡	12	9	21	14	13
傷 害	275	347	299	244	261
合 計	287	356	320	258	274

2. 他損事故

年 度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
銃 器 死 亡	3	0	1	0	1
銃 器 傷 害	4	2	5	3	2
その他死亡	0	0	0	0	0
その他傷害	8	5	13	11	8
合 計	15	7	19	14	11

3. 自損事故

年 度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
銃 器 死 亡	0	2	1	0	2
銃 器 傷 害	7	5	8	4	5
その他死亡	9	8	19	14	10
その他傷害	256	334	273	226	246
合 計	272	349	301	244	263
(その他死亡の内病死者)	(3)	(4)	(10)	(7)	(5)

猟銃の事故は、引き続き**暴発**を原因とする事故が発生しました。

特に「**脱包の確認**」は基本中の基本ですので、よく肝に銘じてください。

また、平成29年度から、大日本猟友会構成員は、**大粒散弾の使用禁止**の措置を実施しています。

シカ・イノシシ猟の際には、必ずライフル弾やスラグ弾を使用し、はやる心を抑えつつ、

獲物と矢先を十分確認した上で発砲してください！

Ⅲ. 令和 4 年度発生事故の原因

1. 他損事故

①銃器による他損死亡事故

銃器死亡事故	年 度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	誤認・誤射	1	0	1	0	1
	矢先の安全不確認	1	0	0	0	0
	跳 弾	0	0	0	0	0
	暴 発	1	0	0	0	0
	合 計	3	0	1	0	1

②銃器による他損傷害事故

銃器傷害事故	年 度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	誤認・誤射	0	1	2	0	0
	矢先の安全不確認	3	0	1	0	1
	跳 弾	1	0	0	1	1
	暴 発	0	1	2	2	0
	そ の 他	0	0	0	0	0
	合 計	4	2	5	3	2

③他損事故の原因・年齢・経験別

事故原因	区分		構成員の年齢							狩猟経験					被害者		
	死亡	傷害	40歳以下	41歳～50歳	51歳～60歳	61歳～70歳	71歳以上	不詳	5年未満	5～10年	11～20年	21年以上	不詳	計	猟友	一般人	その他
誤認・誤射	1						1					1		1	1		
矢先の安全不確認		1					1					1		1		1	
暴 発																	
跳 弾		1					1					1		1	1		
猟 犬		6		1	1	1	3		1	2		3		6		6	
ワ ナ		1					1					1		1		1	
そ の 他		1					1					1		1		1	
合 計	1	10	0	1	1	1	8	0	1	2	0	8	0	11	2	9	0

2. 自損事故

①銃器による自損事故

銃器自損事故	年 度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	暴 発	4	3	2	2	5
	跳 弾	0	1	1	0	0
	発砲の衝撃音	1	0	1	0	1
	そ の 他	2	3	5	2	1
	合 計	7	7	9	4	7

②銃器以外の自損事故

銃器以外の自損事故	年 度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	転倒、転落等	142	141	143	110	112
	獲物の襲撃	70	101	72	68	74
	その他不注意	33	56	50	42	47
	猟犬・ダニ等	14	28	13	13	17
	(病 死)	3	4	10	7	5
	そ の 他	3	12	4	0	1
	合 計	265	342	292	240	256

③獲物等の襲撃による事故（獣別）

獲物別襲撃事故	年 度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	イノシシ	50	68	51	44	49
	シ カ	10	13	7	6	8
	ク マ	8	15	13	12	10
	そ の 他	2	5	1	6	7
	合 計	70	101	72	68	74

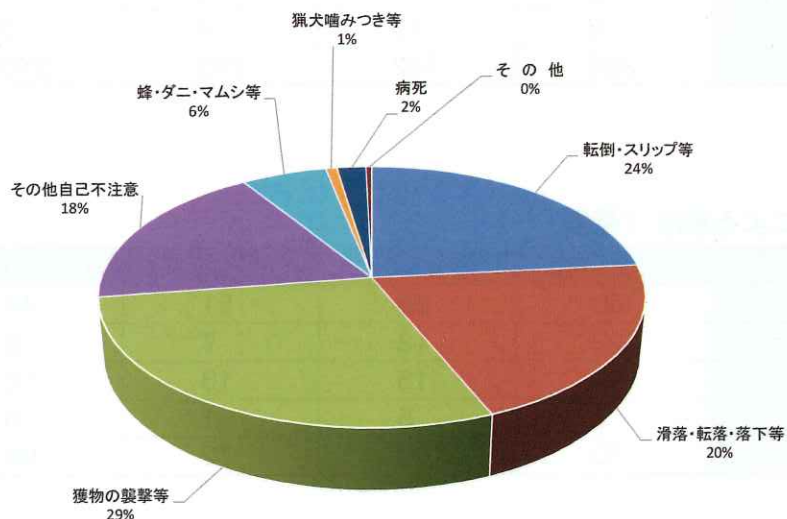
④銃器による自損事故の原因・年齢・経験別

	程度		構成員の年齢					狩猟経験					計
	死亡	傷害	40歳以下	41歳～50歳	51歳～60歳	61歳～70歳	71歳以上	5年未満	5～10年	11～20年	21年以上	不詳	
事 故 原 因													
暴 発	2	3		1		3	1	1			4		5
跳 弾													0
発砲の衝撃音		1				1			1				1
射 撃		1				1		1					1
そ の 他													0
合 計	2	5	0	1	0	5	1	2	1	0	4	0	7

⑤銃器以外の自損事故の原因・年齢・経験別

事故原因	程度		構成員の年齢					狩猟経験					計
	死亡	傷害	40歳以下	41歳～50歳	51歳～60歳	61歳～70歳	71歳以上	5年未満	5～10年	11～20年	21年以上	不詳	
転倒・スリップ等		60	2	2	9	10	37	8	4	3	44	1	60
滑落・転落・落下等	2	50	3	4	6	11	28	8	5	1	35	3	52
獲物の襲撃等		74	4	8	4	18	40	11	12	12	36	3	74
その他自己不注意		47	2	4	3	11	27	3	5	9	27	3	47
蜂・ダニ・マムシ等	3	12			2	2	11	1	2	6	6		15
猟犬噛みつき等		2		1		1		1		1			2
病死	5						5	2	1		2		5
その他		1					1				1		1
合計	10	246	11	19	24	53	149	34	29	32	151	10	256

銃器以外の自損事故の原因



⑥獲物等の襲撃事故の獣・年齢・経験別

事故原因	程度		構成員の年齢					狩猟経験					計
	死亡	傷害	40歳以下	41歳～50歳	51歳～60歳	61歳～70歳	71歳以上	5年未満	5～10年	11～20年	21年以上	不詳	
イノシシ		49	1	6	2	12	28	7	10	8	22	2	49
シカ		8		1	1		6		2	1	5		8
クマ		10	2	1		3	4	2		2	6		10
その他		7	1		1	3	2	2		1	3	1	7
計	0	74	4	8	4	18	40	11	12	12	36	3	74

IV. 令和4年度発生事故の事例

(1) 銃器関連 他損死亡事故

NO	事故発生日	発生時刻	猟友会	年令	経験	猟種類	獲物	事故原因	事故概要・備考
1	R4.6.11	9:20	京都	78	45	有害	鹿	誤射	有害駆除実施中、木陰で動くものを鹿だと思い発砲、被害者に着弾しその後死亡が確認された

(2) 銃器関連 他損傷害事故

NO	事故発生日	発生時刻	猟友会	年令	経験	猟種類	獲物	事故原因	事故概要・備考
1	R4.12.11	15:00	和歌山	71	47	狩猟	猪	跳弾	狩猟中、発砲した銃弾がコンクリートに当たって跳弾し、同行者の足に当たって負傷させたもの
2	R5.1.14	8:50	千葉	74	45	狩猟	鴨	矢先の安全不確認	鴨猟中、空に向けて発砲したところ、250m～300m程離れた女性の目に弾が当たったと申告があった

(3) 銃器以外 他損傷害事故

NO	事故発生日	発生時刻	猟友会	年令	経験	猟種類	獲物	事故原因	事故概要・備考
1	R4.11.12	12:00	和歌山	74	54	狩猟	鹿・猪	犬噛付き	猟中に猟犬が脱走し、近隣の男児に噛付いて負傷させたもの
2	R4.12.10	9:10	三重	65	32	狩猟	鹿・猪	犬噛付き	猟犬が、シダの中にいた老夫婦を動物と間違えて噛んでしまい負傷させたもの
3	R4.12.17	14:30	福島	73	52	狩猟	猪	犬噛付き	猟犬の発信機の音声が入らなくなり捜したところ、リードが足に巻き付き転倒している被害者を発見したもの
4	R4.12.28	14:30	埼玉	53	5	狩猟	猪	犬噛付き	猟中に索敵中の犬が離れてしまい、散歩中の犬と飼い主に噛付き負傷させたもの
5	R5.1.5	14:00	鳥取	81	5	狩猟	不明	犬噛付き	狩猟中に猟犬が集落に出て散歩中の犬に噛付き、飼い主にも噛付いて負傷させたもの（犬は死亡）
6	R5.1.28	10:30	静岡	47	3	狩猟	鹿・猪	犬飛びつき	猟犬が人家側に行ってしまう、飼い犬と散歩中の一般人に飛びつき負傷させたもの
7	R5.3.5	11:07	広島	71	50	有害	猪	猪逆襲	猟犬と発砲により追い立てられた猪が柵内に侵入し、農作業をしていた被害者に噛付いて負傷させたもの

(4) 銃器関連 自損死亡事故

NO	事故発生日	発生時刻	猟友会	年令	経験	猟種類	獲物	事故原因	事故概要・備考
1	R4.4.9	不明	北海道	70	35	有害	鹿	銃暴発	猟から帰ってこず、捜索したところ死亡しているのが発見された（銃の暴発と思われる）
2	R4.12.18	12:20	大分	67	43	狩猟	猪	銃暴発	猟中に銃が暴発したと無線が入り、仲間が駆け付けたところ腹部から血を流して倒れているのが発見された

(5) 銃器関連 自損傷害事故

NO	事故発生日	発生時刻	猟友会	年令	経験	猟種類	獲物	事故原因	事故概要・備考
1	R4.6.1	7:50	滋賀	67	8	有害	猪	発砲音	猪の止め刺しのために銃を発砲したところ、音が聞こえなくなったもの（発砲に伴う難聴）
2	R4.11.30	13:30	山口	47	4	狩猟	鴨	銃暴発	鴨猟中に木の枝に銃が引っ掛かり、外そうと銃口付近に触れた際に銃が暴発し、指を負傷したもの
3	R4.11.24	9:45	兵庫	81	50	狩猟	鴨	銃暴発	猟中草に躓き、そのはずみで銃が暴発してつま先に被弾、負傷したもの
4	R4.11.26	10:30	宮崎	63	3	射撃練習	-	自己不注意	クレー射撃場にて研修会に参加し、射撃中に銃レバーに指を挟んで負傷したもの
5	R5.1.2	13:00	静岡	69	36	狩猟	不明	銃暴発	場所を移動するために車に乗り込もうとしたときに、誤って自身の脚を撃って負傷したもの

(6) 銃器以外 自損死亡事故

NO	事故発生日	発生時刻	猟友会	年令	経験	猟種類	獲物	事故原因	事故概要・備考
1	R4.12.1	不明	長野	83	44	狩猟	鹿	滑落	猟中に行方不明となり、捜索したところ遺体で発見された
2	R4.12.3	不明	愛媛	75	45	狩猟	猪	マダニ咬傷	巻き猟中に体調が悪化し、病院に行ったところマダニによる感染症と判明、入院治療したが死亡
3	R4.12.4	14:00	群馬	70	46	狩猟	鹿・猪	滑落	猟中に無線で連絡が取れなくなり、その後山中にて仲間が発見した
4	R5.1.27	不明	高知	86	13	狩猟	猪	マダニ咬傷	猪解体後に体調不良が続き、マダニによるSFTSと診断され、その後死亡
5	R5.2.26	15:00	愛媛	77	17	狩猟	鹿・猪	マダニ咬傷	狩猟中マダニに咬まれ、治療を受けるも容体が急変し死亡

(7) 銃器以外 自損傷害事故

NO	事故発生日	発生時刻	猟友会	年令	経験	猟種類	獲物	事故原因	事故概要・備考
1	R4.4.21	13:30	長野	75	30	有害	熊	熊逆襲	止め刺し後、確認を行った際にまだ熊が生きており、爪による裂傷を負った
2	R4.5.8	11:30	兵庫	36	6	有害	カラス	猪逆襲	突然猪が茂みから飛び出し発砲。止め刺しのために近づいたところ立ち上がった猪に牙で刺され負傷したもの
3	R4.6.5	10:30	岐阜	70	47	有害	鹿	カモシカ逆襲	錯誤捕獲のカモシカを放獣したところ当人に向かってきたため避けようとして誤って4m程滑落し負傷したもの
4	R4.6.5	6:00	宮崎	79	11	有害	不明	マダニ咬傷	わなの見回りから帰宅後、足にダニが噛みついているのを発見、除去をしたがその後高熱が出たもの
5	R4.11.7	9:10	大分	78	16	有害	猪	猪逆襲	わなにかかった猪に止め刺しをしようとした所、突進されて噛まれるなどし負傷したもの
6	R4.12.13	12:00	兵庫	55	6	狩猟	鹿	鹿逆襲	わなにかかった鹿に止め刺しをしようとした所、角で逆襲を受けて指を負傷したもの
7	R5.1.15	12:00	山梨	74	51	狩猟	鹿・猪	滑落	巻き狩りのために登山中、枯れ草で足を滑らせて4～5m程の高さから川に転落し負傷したもの
8	R5.2.19	15:10	鹿児島	50	7	狩猟	猪	猪逆襲	止め刺し時、くぐったわなから足が抜けた猪に突進され、牙が刺さって負傷したもの
9	R5.3.4	7:30	広島	46	?	有害	猪	猪逆襲	くぐりわなにかかった猪が足を切って突進してきたため、もみ合いになり負傷したもの
10	R5.3.20	6:30	福岡	39	1	狩猟	猪	アナグマ逆襲	猪用のわなにアナグマがかかり、放獣しようとした所、噛まれて負傷したもの

狩猟事故共済普通保険約款

第1条(趣旨)

- この保険は、一般社団法人日本猟友会(以下、「本会」という。)が定款第3条の規定の趣旨に基づき、本会の構成員の相互扶助の理念に即し、構成員の生活の安定と福祉の増進のため、狩猟事故による損害に備えるものである。
- 本会は、いかなる場合であっても、保険金の給付によって被保険者が金銭的利益を得るような共済は行わない。

第2条(用語の定義)

本約款において使用する用語は、それぞれ以下の定義に従うものとする。

- (1) 会員
本会の承認を受けた都道府県を1区域として設立する都道府県狩猟団体
- (2) 構成員
本会の会員である都道府県狩猟団体に属し、当団体を通じ本会の定める構成員納入金(本保険掛金を含む。)を納入した者
- (3) 被保険者
本保険の補償の対象となる者をいい、保険契約者のことを指す。
- (4) 保険期間
本会が保険責任を負う期間をいい、保険期間の詳細は第3条に定める。
- (5) 狩猟行為
次に掲げる行為をいう。
ア 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(以下、「法」という。)に定める狩猟期間中に行う法定猟法による狩猟鳥獣の捕獲等の行為
イ 法第9条第1項の許可を受けて行う鳥獣の捕獲等の行為
ウ 指定管理鳥獣捕獲等事業として実施する指定管理鳥獣の捕獲等の行為
- (6) 狩猟行為中
前号に掲げる狩猟行為を行っている間で、猟場(狩猟を行うとする場所)に足を踏み入れてから猟場を離れるまでを指し、猟場での獲物の運搬・解体並びにわな猟・網猟の場合のわな・網の設置及び設置後の見回り時を含み、猟場以外での交通乗用具利用時は含まない。また、前号イ及びウに掲げる行為に限り、関係行政機関からの依頼・要請・指示による事前の「見切り」を含む。
- (7) 狩猟者登録
法に基づき、狩猟しようとする場所を管轄する都道府県知事に申請し登録すること
- (8) 審査委員会
本会内に設置する専門委員会である狩猟事故共済審査委員会

第3条(保険期間)

- 1 保険期間は、被保険者が狩猟免許の交付を受けた都道府県ごとに、次の1年間とする。
 - (1) 北海道 10月1日から翌年の9月30日まで
 - (2) 青森県、秋田県及び山形県 11月1日から翌年の10月31日まで
 - (3) その他の都道府県 11月15日から翌年の11月14日まで
- 2 特例として、新規保険加入者に限り、次の期間に起きた事故についても本保険の給付対象とする。
 - (1) 他の都道府県に狩猟登録を行い、第1項の期間より前の狩猟期間に狩猟行為を行う場合
 - (2) 放鳥獣猟区(法第68条第2項第4号に規定する専ら放鳥獣された狩猟鳥獣の捕獲を目的とする猟区をいう。)において、第1項の期間より前の狩猟期間に狩猟行為を行う場合
 - (3) 法第7条の規定に基づき、都道府県知事が第二種特定鳥獣管理計画を立て、法施行規則第9条に定める捕獲等をする期間より前に始期を設定した都道府県に狩猟者登録を行い、第1項の期間より前の狩猟期間に狩猟行為を行う場合

第4条(保険金の支払事由)

1 他損事故保険金

被保険者が狩猟行為中又は銃刀法に基づく指定射撃場(以下、「指定射撃場」という。)における射撃練習中の事故(第1種又は第2種銃猟構成員である被保険者が飼育・使用する猟犬及び被保険者が設置したわな等にかかった動物による咬刺傷等を含む。)において、もしくは第1種銃猟構成員である被保険者については、銃刀法に定める許可を受けて所持する銃器の発射(暴発を含む。)に起因する事故において、過失によって他人の生命又は身体を害し、法律上の損害賠償責任を負担したとき(以下、「他損事故」という。)は、本約款に定める基準に従って保険金を給付する。ただし、公務員又はそれに準じる者であって、公務として従事する狩猟行為中の事故については、法令等に基づいて国又は地方公共団体から賠償又は補償が行われた場合は、保険金の全部又は一部を支給しない。(以下、この条について同じ。)

2 自損事故保険金

被保険者が狩猟行為中又は指定射撃場における射撃練習中の事故(第1種又は第2種銃猟構成員である被保険者が飼育・使用する猟犬、野生鳥獣、わな等にかかった動物及びマムシ・スズメバチ等の有毒生物による咬刺傷等を含む。)もしくは第1種銃猟構成員である被保険者については、銃刀法に定める許可を受けて所持する銃器の発射(暴発を含む。)に起因する事故により、被保険者自身の生命又は身体を害したとき(以下、「自損事故」という。)は、本約款に定める基準に従って保険金を給付する。

3 狩猟行為関連疾病死亡保険金

被保険者が狩猟行為中又は指定射撃場における射撃練習中に発症し30日以内に死亡したとき、あるいは、狩猟行為中の受傷や野生鳥獣との接触等に起因する疾病(ただし、捕獲した野生鳥獣を食したことに起因する感染症等は含まない。)により発症から180日以内に死亡したときは、本約款に定める基準に従って保険金を給付する。

第5条(支払う保険金の額-他損事故保険金)

1 他損事故による死亡

被保険者が第4条第1項の傷害を他人に与え、被害者が死亡したときは、自動車損害賠償責任保険の支払基準(本保険契約と重複する他の損害保険契約がある場合には、その保険契約の支払基準)により算定した損害額を保険金として給付する。

2 他損事故による傷害

被保険者が第4条第1項の傷害を他人に与えたときは、自動車損害賠償責任保険の支払基準(本保険契約と重複する他の損害保険契約がある場合には、その保険契約の支払基準)により算定した損害額を保険金として給付する。

3 他損事故による後遺障害

被保険者が第4条第1項の傷害を他人に与え、その直接の結果としてその他人が後遺障害を残したときは、別表1により決定される等級ごとの金額を、前項で算定した金額に付加して給付する。

4 被害者が親族の場合の事故

前3項の規定にかかわらず、被害者が被保険者と同居及び家計を共にする親族の場合には、第6条第1項から第3項の自損事故保険金として定める基準により算定した損害額を保険金として給付する。

5 係争等にかかる弁護士費用

第1項から第3項の事故に関し、係争等に係る弁護士費用等は、保険金の限度額の範囲内で、当該事故に係る保険金に加算することができる。

6 支払保険金の限度額

第1項から第3項及び第5項の給付は、傷害を受けた他人1名ごとに合算して4,000万円を限度とする。第4項の給付の場合には、傷害を受けた者1名ごとに合算して300万円を限度とする。

第6条(支払う保険金の額-自損事故保険金)

1 自損事故による死亡

被保険者自身が第4条第2項の傷害を受け、事故のあった

日から180日以内に死亡したときは、300万円を保険金として給付する。

2 自損事故による傷害

被保険者自身が第4条第2項の傷害を受け、その傷害が原因で通算7日以上通院又は入院したときは、180日を限度として、その日数(ただし、傷害を被った部位及びその症状に応じて別表2に定める日数を限度とする。)に1日につき3,000円(ただし、整骨院、接骨院、鍼灸院等への通院については1日につき1,500円)を乗じて算定した金額を保険金として給付する。

3 自損事故による後遺障害

被保険者自身が第4条第2項の傷害を受け、その直接の結果として後遺症を残したときは、別表3に定める区分に従って保険金を給付する。

4 支払保険金の限度額

第1項から第3項の給付は、1回の事故につき合算して300万円を限度とする。

5 他の身体の障害又は疾病の影響による減額

被保険者が第4条第2項の傷害を被ったとき既に存在していた身体の障害又は疾病の影響により、もしくは、同項の傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した身体の障害又は疾病の影響により傷害が重大となった場合には、その影響がなかったときに相当する金額を決定してこれを支払う。

6 治療を怠ったことによる減額

正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったこと、もしくは被保険者又は保険金を受け取る者が治療をさせなかったことにより第4条第2項の傷害が重大となった場合も、前項と同様の方法で支払う。

第7条(支払う保険金の額・狩猟行為関連疾病死亡保険金)

被保険者が第4条第3項に定める疾病により死亡したときは、次の金額を保険金として給付する。

- (1) 狩猟行為中又は指定射撃場における射撃練習中に発症した持病等に起因する疾病により30日以内に死亡したとき 20万円
- (2) 狩猟行為中又は指定射撃場における射撃練習中の受傷等や野生鳥獣との接触等に起因する疾病(捕獲した野生鳥獣を食したことに起因するものは除く。)により180日以内に死亡したとき 100万円

第8条(保険金を支払わない場合)

次の各号の事由によって生じた事故については、本会は保険責任を負わない。

- (1) 被保険者の故意又はこれと同視し得る重大な過失によって生じた事故
- (2) 法令で禁止されている場所における狩猟行為中に生じた事故
- (3) 法令によって定められた狩猟期間又は時間外における狩猟行為中に生じた事故
- (4) 被保険者が狩猟者登録又は鳥獣捕獲許可を受けずに鳥獣の捕獲を行っている間に生じた事故
- (5) 被保険者が銃刀法に定める許可(以下「所持の許可」という。)を受けずに所持する銃器によって生じた事故
- (6) 被保険者が所持の許可を受けていない者に譲渡又は貸与した銃器によって生じた事故
- (7) 狩猟行為に使用する舟以外の交通乗用機に搭乗走行中(銃刀法に定める許可を受けて所持する銃器の発射(暴発を含む。)に起因する他損事故を除く。)の事故
- (8) 地震、噴火、洪水、津波その他これに類似する自然現象に起因する事故
- (9) 第1種又は第2種銃猟構成員である被保険者の飼育・使用する猟犬の咬傷等による事故のうち、当該猟犬による事故に関し過去に保険金の給付を行っているもの

第9条(他の保険契約がある場合の保険金の支払額)

1 本会で保険金を支払う第4条第1項の事故に対して保険金を支払うべき他の保険契約がある場合において、それぞれの保険契約につき他の保険契約がないものとして算定した支払責任額の合計額が損害額以下のときは、当会はこの保険契約の支払責任額を支払保険金の額とする。

2 第1項に定める支払責任額の合計額が損害額を超えるときは、当該事故による損害額をそれぞれの保険契約のてん補限度額の割合によって算定した金額を本会の支払責任額とする。ただし、この保険契約の保険金額を限度とする。

第10条(保険料の払込方法等)

当保険の申込については、本会の構成員が、都道府県狩猟団体を通じて現金の一括払いにより構成員納入金を払い込むことにより、当保険の保険料を払い込んだものとする。保険料を払い込んだ構成員には、保険契約者証等を交付する

第11条(詐欺による取消)

保険契約の締結に際して、被保険者又は保険金の受取人に詐欺の行為があったときは、本会は、審査委員会の決定に基づき、保険契約を取り消すことができる。この場合、既に払い込まれた保険料は払い戻さない。

第12条(不法取得目的による無効)

被保険者が保険金を不法に取得する目的又は他人に保険金を不法に取得させる目的をもって保険契約を締結したときは、保険契約は無効とする。この場合、既に払い込まれた保険料は払い戻さない。

第13条(告知義務)

保険契約締結の際、保険金の支払事由の発生に関する重要な事項のうち、申込書又は告知書において本会が告知事項として質問した事項については、被保険者はその書面により告知することを要する。

第14条(通知義務)

被保険者は、保険契約の締結後、次の各号のいずれかに該当する事実が発生した場合には、所属する都道府県狩猟団体を通じて、遅滞なく本会に通知しなければならない。

- (1) 都道府県狩猟団体の構成員資格を喪失したとき
- (2) 住所又は通知先を変更したとき

第15条(告知義務違反による解除)

- 1 被保険者が第13条の規定により本会が告知を求めた事項について故意又は重大な過失により事実を告げなかった場合、あるいは、事実でないことを告げた場合には、本会は将来に向かって保険契約を解除することができる。
- 2 この場合、本会は保険金の支払事由が生じた後でも保険契約を解除することができ、保険金を支払わない。また、すでに保険金を支払っていた場合には、その全額の返還を請求することができる。
- 3 前項の規定にかかわらず、保険金の支払事由の発生が解除の原因となった事実によらなかった場合には、保険金を支払う。
- 4 保険契約の解除は、被保険者に対する通知により行う。

第16条(告知義務違反による解除ができない場合)

本会は、次のいずれかの場合には、前条の規定による解除をすることができない。

- (1) 本会が、保険契約締結の際、解除の原因となる事実を知っていた場合又は過失により知らなかった場合
- (2) 本会のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者(保険者のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除く。以下、「保険媒介者」という。)が、保険契約者が解除の原因となる事実の告知をすることを妨げた場合
- (3) 保険媒介者が、保険契約者に対して、解除の原因となる事実の告知をしないこと又は事実でないことの告知をすることを勧めた場合
- (4) 本会が解除の原因を知った日の翌日から起算して1か月を経過した場合
- (5) 保険契約が初年度契約の契約日から起算して2年を超えて有効に継続した場合

第17条(重大事由による解除)

1 本会は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、保険契約を将来に向けて解除することができる。

- (1) 被保険者が、この保険契約の保険金を搾取する目的又は他人に搾取させる目的で事故招致(未遂を含む。)した場合
- (2) 保険金の受取人が、この保険契約の保険金を搾取する目的又は他人に搾取させる目的で事故招致(未遂を含む。)した場合

(3) この保険契約の保険金の請求に関し、その受取人に詐欺行為(未遂を含む。)があった場合

(4) 前3号に掲げるもののほか、被保険者又は保険金の受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする前3号に定める事由と同等の重大な事由があった場合

2 本会は、保険金の支払事由が生じた後でも、前項の規定によってこの保険契約を解除することができる。この場合、前項各号の事由の発生時以後に支払事由が生じていた場合には保険金を支払わない。また、既に保険金を支払っていた場合には、その返還を請求することができる。

3 本条による解除は、被保険者に対する通知によって行う。

第18条(受益資格の得喪)

被保険者は、都道府県狩猟団体を通じて構成員納入金を納入したときにこの保険契約による補償を受ける資格(以下、「受益資格」という。)を取得し、構成員資格を喪失したときに受益資格を喪失する。ただし、構成員資格喪失の理由が第6条に定める自損事故又は第7条に定める疾病死亡のときはこの限りでない。

第19条(保険契約の解約)

被保険者は、次の各号に該当する場合には、所定の書類により請求することで将来に向かって保険契約を解約することができる。

(1) 狩猟免許の取消、効力の停止、失効

(2) 狩猟者登録の抹消、取消

第20条(保険料の返戻)

前条の規定により保険契約を解約した場合には、既に払い込まれた保険料から、解約日における既経過期間に応じた月割りで計算した金額を返戻する。

第21条(損害防止義務)

被保険者は、事故が発生したときは、損害の拡大を防止しこれを軽減する義務を負い、故意又は重大な過失によってこれを怠った場合には、本会は保険責任を負わないことがある。

第22条(事故発生概況報告)

1 被保険者又はその遺族は、事故が発生したときは、事故のあった日から30日以内に、都道府県狩猟団体の長を経由して、事故発生概況報告書を提出しなければならない。ただし、被保険者の事故による重度の受傷等により提出が著しく困難である場合はその限りではない。

2 被保険者又はその遺族が正当な理由なく前項の報告を怠った場合は、本会は保険金支払の責に任じないことがある。

第23条(保険金の請求)

1 被保険者又はその遺族が保険金を請求する場合には、事故発生後1ヶ年以内に、別表4に定める書類及び本会が必要に応じて求めるその他の書類を提出しなければならない。

2 被保険者が意識不明等により請求することができない場合には、その成年後見人からの請求により成年後見人に保険金を支払うことができる。成年後見人からの請求が困難な場合には、その遺族に当たる全員が連署した書面により選任した代表者が請求できるものとし、この場合、別表4に定める書類のほか、本会が必要に応じて求める書類を提出しなければならない。

3 被保険者に本保険契約と重複する他の損害保険契約がある場合の他損害事故保険金の請求については、当該損害保険会社から必要書類を添付の上請求することができるものとする。

第24条(保険金の支払時期等)

1 本会は、保険金の請求をうけたときは、審査委員会で共済金の給付額を裁定し、当該請求書を受理した日から原則として90日以内に、被保険者、その遺族、遺族の代表者又は成年後見人(以下、「被保険者等」という。))の指定する預貯金口座への振込みにより保険金を支払う。

2 前項の裁定をするため特別な照会又は調査が必要な場合には、前項の規定にかかわらず、確認が必要な事項及びその裁定を終えるべき時期を被保険者等に対して通知するものとする。

3 前項の照会又は調査に際し、被保険者等が正当な理由なく当該確認を妨げ、もしくはこれに応じなかった場合(必要な協力を行わなかった場合を含む。))には、これにより確認が遅

延した期間については、第1項の期間に算入しないものとする。

4 前条第3項の損害保険会社による請求によらず、被保険者自らの請求による他損害事故保険金を被保険者に支払う場合には、当該被保険者の被害者に対する事故賠償金の支払いを確認した上でこれを行うものとする。

第25条(保険金支払後の保険契約)

第5条により支払う保険金の額が限度額に到達した場合でも、保険契約は消滅しない。

第26条(保険契約の更新)

1 本会は、被保険者に対して、保険期間満了日までに更新前契約の満了及び更新について通知する。

2 被保険者は、契約を更新しない場合又は契約内容の変更(第13条に定める告知事項の変更を含む。)を求める場合には、保険期間満了日までに本会へ通知しなければならない。

3 被保険者から前項の通知がなく更新契約にかかる保険料が払い込まれた場合には、保険期間満了日の翌日を更新日として、更新前の保険契約内容と同一の内容で更新する。

4 更新後の契約については、更新日における普通保険約款その他の規定及び保険料率を適用する。

5 本条の規定により保険契約を更新したときは、被保険者に対して保険契約者証等を交付する。

第27条(更新時における保険料の増額又は減額等)

1 本会は、その業務又は財産の状況に照らして、特定保険業の継続が困難になる蓋然性がある場合には、保険契約の更新に際して、行政庁の認可を得て次の変更を行うことがある。

(1) 保険料を増額し又は保険金額を減額すること

(2) 保険契約の更新を行わないこと

2 前項に定める契約条件の変更を行う場合には、その内容に関して特別の事情がある場合を除き、その対象となる保険契約の保険期間満了日の2ヶ月前までに被保険者に通知する。

第28条(保険金の減額等)

1 第4条第1項に定める他損害事故の被害者が第1種又は第2種銃猟構成員である際に、狩猟行為中又は指定射撃場における射撃練習中において当該被害者に本会の安全狩猟ベスト・帽の双方又は一方を着用していなかった順守義務違反が認められる場合には、第8条の事由に該当しない場合であっても、審査委員会の裁定により支払うべき保険金の額の5%の額を上限として減額することができる。

2 第4条第1項又は第2項の事故の際に、第1種又は第2種銃猟構成員である被保険者に次の順守義務違反が認められる場合は、別表5により、被保険者又は保険金請求者である損害保険会社に支払うべき保険金の減額、もしくは、被保険者に対して被害者に支払うべき事故賠償金の一部に相当する本人負担金の請求をすることができる。

(1) 狩猟行為中又は指定射撃場における射撃練習中において、本会の安全狩猟ベスト・帽子の双方又は一方を着用していなかった場合

(2) 狩猟行為中に、大粒散弾(6粒～15粒/弾)を使用した場合

第29条(保険期間中の保険料の増額又は保険金の削減)

1 本会は、その業務又は財産の状況に照らして、特定保険業の継続が困難になる蓋然性がある場合には、保険期間中において、行政庁の認可を得て保険料を増額又は保険金額を減額する変更を行うことがある。

2 前項に定める契約条件の変更を行う場合には、その内容に関して特別の事情がある場合を除き、行政庁の認可取得後直ちに、その対象となる被保険者に通知する。

3 保険金給付に充当すべき額は、行政庁の認可を得てこれを定め、この普通保険約款に基づき給付する保険金の給付総額は、保険期間を通じ責任準備金の額をもって限度とする。

第30条(保険金の裁定についての異議申立)

1 保険金の裁定に不服のある被保険者等は、裁定通知を受けた日から30日以内に本会に対し異議の申し立てを行い、再審査を請求することができる。

2 本会は、審査委員会において異議の申立理由の存否を判断し、理由がなければ棄却し、理由があれば再度保険金の給付の有無及びその金額を裁定しなければならないものとする。

第31条(保険金請求権時効)

被保険者等は、事故が発生したときは、事故のあった日から1年以内に保険金の請求をしなければならない。ただし、やむを得ない事由がある場合には、事故のあった日から3年間に限り保険金を請求することができるものとし、3年を経過した場合には保険金を請求する権利を失い、本会は保険責任を負わないものとする。

第32条(再請求についての制限)

被保険者等は、同一の事故について2回以上保険金を請求することはできない。

第33条(保険金の給付順位)

- 1 被保険者が第6条の事故又は第7条の疾病により死亡したときは、保険金はその遺族が請求しかつ受領する。
- 2 遺族の範囲及び順位については、労働基準法施行規則第42条から第45条までの規定を準用する。

第34条(受給権の処分禁止)

- 1 被保険者等は、給付を受ける権利を譲り渡し、又は担保に供することはできない。
- 2 前項の規定に違反しこれを譲り渡し又は担保に供しても、これをもって本会に対抗することができないものとする。

第35条(被保険者相互の事故)

被保険者相互の事故については、損害賠償金を支払う義務を有する被保険者又はその代理人である損害保険会社のみが保険金を請求することができるものとする。

第36条(訴訟の提起)

保険金給付に関する訴訟についての第一審受訴裁判所は、東京地方裁判所とする。

第37条(準拠法)

本普通保険約款に規定のない事項は、関係法令によるものとする。

附 則(令和元年6月18日)

この変更約款は、令和元年9月15日から適用する。

附 則(令和元年8月23日)

この変更約款は、令和元年9月15日から適用する。

附 則(令和5年8月21日)

この変更約款は、令和5年10月1日から適用する。

■別表1 後遺障害給付基準(他損)

等級	後遺障害	てん補限度額
第1級	1 両眼が失明したもの	4,000万円
	2 咀嚼及び言語の機能を廃したものの	
	3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの	
	4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの	
	5 両上肢を肘関節以上で失ったもの	
	6 両上肢の用を全廃したもの	
	7 両下肢を膝関節以上で失ったもの	
	8 両下肢の用を全廃したもの	
第2級	1 1眼が失明し、他眼の視力が0.02以下になったもの	3,552万円
	2 両眼の視力が0.02以下になったもの	
	3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの	
	4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの	
	5 両上肢を手関節以上で失ったもの	
	6 両下肢を足関節以上で失ったもの	
第3級	1 1眼が失明し、他眼の視力が0.06以下になったもの	3,134万円
	2 咀嚼又は言語の機能を廃したものの	
	3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの	
	4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの	
	5 両手の手指の全部を失ったもの	
第4級	1 両眼の視力が0.06以下になったもの	2,746万円
	2 咀嚼及び言語の機能に著しい障害を残すもの	
	3 両耳の聴力を全く失ったもの	
	4 1上肢を肘関節以上で失ったもの	
	5 1下肢を膝関節以上で失ったもの	
	6 両手の手指の全部の用を廃したもの	
	7 両足をリスフラン関節以上で失ったもの	

第5級	1 1眼が失明し、他眼の視力が0.1以下になったもの	2,358万円
	2 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの	
	3 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの	
	4 1上肢を手関節以上で失ったもの	
	5 1下肢を足関節以上で失ったもの	
	6 1上肢の用を全廃したもの	
	7 1下肢の用を全廃したもの	
	8 両足の足指の全部を失ったもの	
第6級	1 両眼の視力が0.1以下になったもの	2,000万円
	2 咀嚼又は言語の機能に著しい障害を残すもの	
	3 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの	
	4 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話を解することができない程度になったもの	
	5 脊柱に著しい奇形又は運動障害を残すもの	
	6 1上肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの	
	7 1下肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの	
	8 1手の5の手指又は拇指及び示指を含み4の手指を失ったもの	
第7級	1 1眼が失明し、他眼の視力が0.6以下になったもの	1,672万円
	2 両耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話を解することができない程度になったもの	
	3 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話を解することができない程度になったもの	
	4 神経系統の機能又は精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの	
	5 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの	
	6 1手の拇指及び示指を失ったもの又は拇指若しくは示指を含み3以上の手指を失ったもの	
	7 1手の5の手指又は拇指及び示指を含み4の手指の用を廃したもの	
	8 1足をリスフラン関節以上で失ったもの	
	9 1上肢に仮関節を残し、著しい運動障害を残すもの	
	10 1下肢に仮関節を残し、著しい運動障害を残すもの	
	11 両足の足指の全部の用を廃したもの	
	12 外貌に著しい醜状を残すもの	
	13 両側の睾丸を失ったもの	
第8級	1 1眼が失明し又は1眼の視力が0.02以下になったもの	1,344万円
	2 脊柱に運動障害を残すもの	
	3 1手の拇指を含み2の手指を失ったもの	
	4 1手の拇指及び示指又は拇指若しくは示指を含み3以上の手指の用を廃したもの	
	5 1下肢を5センチメートル以上短縮したもの	
	6 1上肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの	
	7 1下肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの	
	8 1上肢に仮関節を残すもの	
	9 1下肢に仮関節を残すもの	
	10 1足の足指の全部を失ったもの	
第9級	1 両眼の視力が0.6以下になったもの	1,044万円
	2 1眼の視力が0.06以下になったもの	
	3 両眼の半盲症、視野狭窄又は視野変状を残すもの	
	4 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの	
	5 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの	
	6 咀嚼及び言語の機能に障害を残すもの	
	7 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話を解することができない程度になったもの	
	8 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話を解することが困難である程度になったもの	
	9 1耳の聴力を全く失ったもの	
	10 神経系統の機能又は精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの	
	11 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することのできる労務が相当な程度に制限されるもの	
	12 1手の拇指を失ったもの、示指を含み2の手指を失ったもの又は拇指及び示指以外の3の手指を失ったもの	
	13 1手の拇指を含み2の手指の用を廃したもの	
	14 1足の第1の足指を含み2以上の足指を失ったもの	
	15 1足の足指の全部の用を廃したもの	
	16 外貌に相当な醜状を残すもの	
	17 生殖器に著しい障害を残すもの	
第10級	1 1眼の視力が0.1以下になったもの	806万円
	2 咀嚼又は言語の機能に障害を残すもの	
	3 14歯以上に対し歯科補綴を加えたもの	
	4 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話を解することが困難である程度になったもの	

第10級	5	1 耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの	806万円
	6	1 手の示指を失ったもの又は拇指及び示指以外の2の手指を失ったもの	
	7	1 手の拇指の用を廃したもの、示指を含み2の手指の用を廃したもの又は拇指及び示指以外の3の手指の用を廃したもの	
	8	1 下肢を3センチメートル以上短縮したもの	
	9	1 足の第1の足指又は他の4の足指を失ったもの	
	10	1 上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの	
第11級	11	1 下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの	598万円
	1	両眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの	
	2	両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの	
	3	1 眼のまぶたに著しい欠損を残すもの	
	4	10歯以上に対し歯科補綴を加えたもの	
	5	両耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの	
	6	1 耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの	
	7	脊柱に奇形を残すもの	
	8	1 手のなか指又はくすり指を失ったもの	
	9	1 手の示指の用を廃したもの又は拇指及び示指以外の2の手指の用を廃したもの	
	10	1 足の第1の足指を含み2以上の足指の用を廃したもの	
	11	胸腹部臓器に障害を残すもの	
第12級	1	1 眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの	418万円
	2	1 眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの	
	3	7歯以上に対し歯科補綴を加えたもの	
	4	1 耳の耳殻の大部分を欠損したもの	
	5	鎖骨、胸骨、肋骨、肩甲骨又は骨盤骨に著しい奇形を残すもの	
	6	1 上肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの	
	7	1 下肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの	
	8	長管骨に奇形を残すもの	
	9	1 手のなか指又はくすり指の用を廃したもの	
	10	1 足の第2の足指を失ったもの、第2の足指を含み2の足指を失ったもの又は第3の足指以下の3の足指を失ったもの	
	11	1 足の第1の足指又は他の4の足指の用を廃したもの	
	12	局部に頑固な神経症状を残すもの	
	13	外貌に醜状を残すもの	
第13級	1	1 眼の視力が0.6以下になったもの	268万円
	2	1 眼に半盲症、視野狭窄又は視野変状を残すもの	
	3	両眼のまぶたの一部に欠損を残し又はまつげはげを残すもの	
	4	5歯以上に対し歯科補綴を加えたもの	
	5	1 手の小指を失ったもの	

第13級	6	1 手の拇指の指骨の一部を失ったもの	268万円
	7	1 手の示指の指骨の一部を失ったもの	
	8	1 手の示指の末関節を屈伸することができなくなったもの	
	9	1 下肢を1センチメートル以上短縮したもの	
	10	1 足の第3の足指以下の1又は2の足指を失ったもの	
	11	1 足の第2の足指の用を廃したもの、第2の足指を含み2の足指の用を廃したもの又は第3の足指以下の3の足指を廃したもの	
第14級	1	1 眼のまぶたの一部に欠損を残し又はまつげはげを残すもの	150万円
	2	3歯以上に対し歯科補綴を加えたもの	
	3	1 耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの	
	4	上肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの	
	5	下肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの	
	6	1 手の小指の用を廃したもの	
	7	1 手の拇指及び示指以外の手指の指骨の一部を失ったもの	
	8	1 手の拇指及び示指以外の手指の末関節を屈伸することができなくなったもの	
	9	1 足の第3の足指以外の1又は2の足指の用を廃したもの	
	10	局部に神経症状を残すもの	

(上記表中用語：拇指→おや指 示指→ひとさし指)

【補足】

- 視力の測定は、万国式視力表による。屈折異常のあるものについては、矯正視力について測定する。
- 手指を失ったものとは、拇指は指関節、その他の手指は第1関節以上を失ったものをいう。
- 手指の用を廃したものとは、手指の末節の半分以上を失い、または中手指関節もしくは第1指関節(拇指にあっては、指関節)に著しい運動障害を残すものをいう。
- 足指を失ったものとは、その全部を失ったものをいう。
- 足指の用を廃したものとは、第1の足指は末節の半分以上、その他の足指は末関節以上を失ったもの又は中足指関節もしくは第1指関節(第1の足指にあっては、指関節)に著しい運動障害を残すものをいう。
- 各等級の後遺障害に該当しない後遺障害であって、各等級の後遺障害に相当するものは、当該等級の後遺障害とする。
- 身体障害が2以上あるときは、重い方の身体障害の該当する等級による。しかし、下記に掲げる場合においては、等級を次の通り繰り上げる。
 - 第13級以上に該当する身体障害が2以上あるときは、重い方の身体障害1級を繰り上げる。ただし、それぞれの後遺障害に該当する共済金額の合算額が繰り上げ後の後遺障害の共済金額を下回るときは、前記合算額を採用する。
 - 第8級以上に該当する身体障害が2以上あるときは、重い方の身体障害2級を繰り上げる。
 - 第5級以上に該当する身体障害が2以上あるときは、重い方の身体障害3級を繰り上げる。
- 既に身体障害のあった者がさらに同一部位について障害の程度を加重したときは、加重後の等級に応ずる共済金額から既にあった障害の等級に応ずる共済金額を控除した金額を共済金額とする。

■別表2 部位症状別給付限度日数(自損)

		部 位 (単位:日)											
		頭 部	顔 面 部				頭 部	胸部、腹部、背部、腰部 又は臀部		上 肢		下 肢	
			眼、耳、 歯牙を除く 顔面部	眼	耳	歯 牙		胸腹部 (含、肋骨・肋 骨・肩甲骨)	背部・腰部・ 臀部 (含、腸骨)	手指を 除く上肢	手 指	足指を 除く下肢	足 指
症 状	打撲、ねん挫、挫傷、擦過傷、 筋・腱の不全断裂	11	21	21	11	—	11	11	11	11	11	11	
	挫創又は挫減創 (含、動物による咬傷)	21	21	—	21	—	21	21	21	21	21	21	
	骨折又は脱臼	90	32	—	—	—	90	32	90	53	32	63	53
	欠損又は切断	—	32	—	21	11	—	—	—	90	32	105	45
	筋又は腱の断裂(完全に切断され た状態)	—	—	—	—	—	—	—	53	32	53	21	
	神経(脊髄を除く)の損傷又は 断裂	180	63	90	—	—	105	—	105	53	32	53	21
	脊髄の損傷又は断裂	—	—	—	—	—	180	—	180	—	—	—	—
	頭蓋内の内出血又は血腫 もしくは眼球の内出血又は血腫	90	—	32	—	—	—	—	—	—	—	—	—
臓器の損傷又は破裂もしくは 鼓膜、眼球の損傷又は破裂	—	—	45	21	—	—	90	—	—	—	—	—	

(注1)表中の各症状に該当しない傷害又は治療の実態と著しく乖離している日数については、審査委員会で個別案件ごとに検討する。

(注2)同一事故により複数の傷害を負った場合は、最も多い日数に該当する症状及び部位を適用する。

■別表3 後遺障害給付基準(自損)

区 分	てん補限度額 (万円)
1. 眼の障害	
(1) 両眼が失明したとき	300
(2) 片目が失明したとき	180
(3) 片目の視力が著しく低下したとき	15
2. 耳の障害	
(1) 両耳の聴力を全く失ったとき	240
(2) 片耳の聴力を全く失ったとき	90
(3) 片耳の聴力が著しく低下したとき	15
3. 鼻の障害	
(1) 鼻の機能に著しい障害を残すとき	60
4. 咀嚼、言語の障害	
(1) 咀嚼又は言語の機能を全く失ったとき	300
(2) 咀嚼又は言語の機能に著しい障害を残すとき	105
5. 外貌(顔面、頭部、頸部)	
(1) 外貌に著しい醜状を残すとき	45
(2) 外貌に醜状(顔面においては直径2cm瘢痕、長さ3cmの線状痕程度をいう。)を残すとき	9
6. 脊柱の異常	
(1) 脊柱に著しい変形又は著しい運動障害を残すとき	120
(2) 脊柱に運動障害を残すとき	90
(3) 脊柱に変形を残すとき	45
(4) 椎骨の圧迫骨折により脊柱に変形を残すとき	15
7. 腕(手関節より上部)、脚(足関節より上部)の障害	
(1) 1腕又は1脚を失ったとき	180
(2) 1腕又は1脚の3大関節中2関節以上の機能を全く廃したとき	150
(3) 1腕又は1脚の3大関節中1関節以上の機能を全く廃したとき	105
(4) 1腕又は1脚の機能に障害を残すとき	15
8. 手指の障害	
(1) 1手の拇指を指関節より上部で失ったとき	60
(2) 1手の拇指の機能に著しい障害を残すとき	30
(3) 拇指以外の1指を第2指関節より上部で失ったとき	24
(4) 拇指以外の1指の機能に著しい障害を残すとき	15
9. 足指の障害	
(1) 1足の第1足指を趾関節より上部で失ったとき	30
(2) 1足の第1足指の機能に著しい障害を残すとき	24
(3) 第1足指以外の1足指を第2趾関節より上部で失ったとき	15
(4) 第1足指以外の1足指の機能に著しい障害を残すとき	9
10. その他身体の著しい障害により終身自用を弁ずることができないとき	300
11. 上記1.から10.以外の障害であって、残された症状が将来においても回復できない重大な障害に至ったもの、又は身体の一部の欠損については、医師の診断書等により慎重に審査し、決定する。	—

■別表4 保険金請求書類

請求する保険金の種類	必 要 書 類
他損事故保険金	[被保険者が請求する場合] ・保険金請求書 ・医師診断書 ・被害者の診療明細書 ・所属都道府県狩猟団体の長及び支部長の事故証明書 ・狩猟行為中の事故の場合は、狩猟者登録証の写し ・鳥獣捕獲行為中の事故の場合は、「捕獲許可証」又は「従事者証」の写し ・指定管理鳥獣捕獲等事業に係る事故の場合は、「捕獲従事者であることを証する書類」の写し ・猟銃による事故の場合は、「銃の所持許可証」の写し ・被害者の事故発生時の前年度における所得を証する書類 ・被害者が死亡の場合は、死亡診断書又は死体検案書及び死亡者の相続人を確知しうる戸籍謄本 ・後遺障害の場合は、当該後遺障害確定時における医師の後遺障害診断書 ・猟犬の咬傷等による場合は、当該猟犬の登録証明書又は鑑札の写し ・事故の状況を証する写真 [損害保険会社が請求する場合] ・別途定める保険金請求書及び添付書類
自損事故保険金	・保険金請求書 ・医師診断書(原則として通院又は入院の通算日数が30日を超える場合に限る。) ・病院等が発行する通院又は入院に関する証明書又は医療費支払いに関する領収証等の写し ・所属都道府県狩猟団体の長及び支部長の事故証明書 ・狩猟行為中の事故の場合は、狩猟者登録証の写し ・鳥獣捕獲行為中の事故の場合は、「捕獲許可証」又は「従事者証」の写し ・指定管理鳥獣捕獲等事業に係る事故の場合は、「捕獲従事者であることを証する書類」の写し ・猟銃による事故の場合は、「銃の所持許可証」の写し ・死亡の場合は、死亡診断書又は死体検案書及び死亡者の相続人を確知しうる戸籍謄本 ・後遺障害の場合は、当該後遺障害確定時における医師の後遺障害診断書 ・猟犬の咬傷等による場合は、当該猟犬の登録証明書又は鑑札の写し ・事故の状況を証する写真
狩猟行為関連疾病死亡保険金	・保険金請求書 ・死亡診断書(疾病と死亡との関係を明らかにするもの) ・死亡者の相続人を確知しうる戸籍謄本 ・所属都道府県狩猟団体の長及び支部長の証明書 ・狩猟行為中の事故の場合は、狩猟者登録証の写し ・鳥獣捕獲行為中の場合は、「捕獲許可証」又は「従事者証」の写し ・指定管理鳥獣捕獲等事業の場合は、「捕獲従事者であることを証する書類」の写し ・猟銃による狩猟行為中の場合は、「銃の所持許可証」の写し ・疾病発症や動物による咬傷等の状況を証する写真

■別表5 保険金から減額する又は請求できる本人負担金の金額

順守義務違反の内容	減額又は請求できる金額
大日本猟友会安全狩猟ベスト・帽子の双方を着用していなかった場合	支払うべき保険金額に10%を乗じて得た金額(ただし、自損事故の場合は10万円、他損事故の場合は200万円を限度とする。)
上記帽子を着用し、ベストを着用していなかった場合	支払うべき保険金額に10%を乗じて得た金額の70%(同上)
上記ベストを着用し、帽子を着用していなかった場合	支払うべき保険金額に10%を乗じて得た金額の30%
大粒散弾を使用した場合	支払うべき保険金額に10%を乗じて得た金額(ただし、他損事故の場合は200万円を限度とする。)

重要事項説明書

1. 商品の仕組みおよび引受条件等

(1) 商品の仕組み

この保険は、被保険者(補償の対象者)が狩猟中等の対象事故により、他人に怪我をさせた場合や、自身が負傷した場合、あるいは狩猟中の疾病により死亡した場合等に共済保険金をお支払いします。

(2) 補償内容

*本共済保険はその趣旨等から、「狩猟行為中」の事故に補償対象を限定しているなど、支払可否や支払基準、支払方法等について損害保険会社のハンター保険等とは相違がある場合があります。

①<他損事故>被保険者が狩猟行為中(射撃練習を含む。以下同じ)の事故(第1種狩猟登録者である被保険者については銃器の暴発に起因する事故を含む。以下同じ)において、過失によって他人の生命又は身体を害し、法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害に対して、保険金額を限度に保険金をお支払いします。

②<自損事故>被保険者が狩猟行為中の事故において、自身の生命・身体を害したとき、保険金額を限度に保険金をお支払いします。

*事前の「見切り」(下見)は、狩猟行為中とは見なされません。(但し、有害捕獲に関わる行政からの依頼・要請・指示を受けた場合を除く。)

*猟場以外(処理場、解体作業場等や林道などの公道上等)での事故は、狩猟行為中とは見なされず、支払対象とはなりません。

*傷害保険金の認定(給付対象)日数は、実際の入通院実績等に応じますが、受傷部位と症状による限度があります。

③<狩猟中疾病死亡>被保険者が狩猟行為中に、事故以外の原因により発症し30日以内に死亡したとき、又は狩猟中の行為に起因する疾病により180日以内に死亡したときに保険金をお支払いします。

④【保険金をお支払いできない主な場合】 次のいずれかの事由によって生じた事故については、本会は、保険金をお支払いしません。

a)被保険者の故意又はこれと同視し得る重大な過失によって生じた事故

b)法令で禁止されている場所における狩猟行為中に生じた事故

*公道上での発砲による事故は支払対象とはなりません。

c)法令によって定められた狩猟期間又は時間外における狩猟行為中に生じた事故(鳥獣捕獲許可を受けた場合を除く。)

d)被保険者が狩猟者登録又は鳥獣捕獲許可を受けずに鳥獣の捕獲を行っている間に生じた事故

*行政機関からの要請・依頼等による緊急捕獲活動時の事故については、その要請・依頼等の事実を証する書面の提出が必要です。

e)被保険者が銃刀法に定める許可(以下、「所持の許可」という。)を受けないで所持する銃器によって生じた事故

f)被保険者が所持の許可を受けていない者に譲渡又は貸与した銃器によって生じた事故

g)狩猟に使用する舟以外の交通乗用工具に搭乗走行中の事故

*スノーモービルは交通乗用工具と解され、搭乗走行中の事故は支払対象とはなりません。

h)地震、噴火、洪水、津波その他これに類似する自然現象に起因する事故

i)被保険者の使用する猟犬の咬傷(当該猟犬の咬傷による事故で、過去に保険金の給付を行なっている場合に限る。)による事故

(3) 保険期間・保険の更新について

①中途契約者を除き、原則として1年間(狩猟期の始期日から翌年の狩猟期の始期日の前日まで)。中途契約者も保険期間の終期は同一です。

②被保険者又は一般社団法人大日本猟友会のどちらか一方より書面で別段の意思表示がなく、更新契約にかかる保険料が払い込まれた場合、保険期間満了日の属する年度の狩猟期間の始期(都道府県により同一ではありません。)を更新日として、更新前の保険契約内容と同一の内容で更新します。

(4) 引受条件

この共済保険は、保険金額(てん補限度額)が、①<他損事故>(被害者1名につき)4,000万円、②<自損事故>(1事故につき)300万円/(傷害日額)3,000円、もしくは1,500円、③<狩猟行為関連疾病死亡>100万円又は20万円(持病等による場合)、で固定、かつ①~③の3種目セットでの引受のみとなります。

2. 保険料及び保険料払込方法

この共済保険の保険料は、第1種銃猟構成員が1500円、それ以外の構成員が750円で、払込方法は契約時に現金一括払(構成員納入金に含まれています。)となります。

3. 満期返れい金・契約者配当金

この共済保険には満期返れい金、契約者配当金はありません。

4. 契約申込の撤回等(クーリングオフ)

この共済保険の保険期間は1年であることから、契約申込後に契約の撤回または解除(クーリングオフ)を行うことはできません。

5. 告知義務・通知義務等

(1) 加入時における注意事項(告知義務—加入申込票の記載上の注意事項)

被保険者が、他に同種の保険契約(ハンター保険等)を締結している場合には、必ずその内容をご申告下さい。

(2) 加入後における注意事項(通知義務等)

保険契約の締結後、①都道府県狩猟団体の構成員資格を喪失したとき、②契約者構成員が住所を変更したとき、のいずれかの場合には遅滞なく本会に通知して下さい。また、事故が発生したときは、事故のあった日から30日以内に、事故発生報告書を提出して下さい。

6. 補償の開始時期

始期日の午前0時に補償を開始します。保険料を払い込みいただけない場合には、保険期間が始まった後であっても保険金をお支払いできません。

7. 保険金をお支払いしない主な場合等(主な免責事由)

(1) 保険金をお支払いしない主な場合

上記1. (2)④【保険金をお支払いできない主な場合】をご参照下さい。

(2) 重大事由による解除

以下の①~③の事由により本会がご契約を解除した場合には、それらの事由が生じた時から解除がなされた時まで発生した傷害に対しては、保険金をお支払いしません。

①被保険者又は保険金の受取人が、この保険契約の保険金を搾取る目的又は他人に搾取させる目的で事故招致(未遂を含む。)した場合。

②この保険契約の保険金の請求に関し、その受取人に詐欺行為(未遂を含む。)があった場合。

③上記①②のほか、本会の被保険者又は保険金の受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする上記①②に定める事由と同等の重大な事由がある場合。

8. 保険料の払込猶予期間等の取扱い

この保険の保険料の払込方法は、都道府県狩猟団体を通じての現金一括払いのみの取扱いで、払込み猶予期間等は設定しておりません。

9. 解約と解約返れい金

狩猟免許の取消、効力の停止、失効や狩猟者登録の抹消、取消の場合には、将来に向かってのご契約の解約が可能です。また、その場合、解約日における既経過期間に応じた月割りで計算した金額を返戻します。死亡保険金をお支払いするケガによって被保険者が死亡された場合は、その被保険者の保険料は返還しません。

10. 共済保険事業破綻時等の取扱い

本共済保険事業の経営が破綻した場合には、保険金の支払いや解約時の返還保険料などの支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

11. 個人情報の取扱いについて

本契約に関する個人情報を本契約の履行のために取得・利用し、業務委託先等に提供を行う場合があります。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)については、保険業法施行規則により限定された目的以外には利用しません。

「ポスターのモデル」 紹介



本年度の狩猟免許試験事前講習会ポスターのモデルは、和歌山県猟友会所属の北上堯茂さん、林亜也さん、洲崎香穂さんの三人です。

北上さんは、小さい頃からお父さん、お祖父さんが狩猟をしているのを見て興味を持ったそうです。

林さんは、結婚して初めて食べたイノシシやシカの肉のおいしさに驚き、猟をしているご主人やご主人の叔父さんの影響で始めたそうです。

洲崎さんは、お祖父さんとお父さんが狩猟をしていたので小さい頃から狩猟に興味を持ち、キジやカモの肉がおいしかったので自分もやってみたいと思ったそうです。



洲崎 香穂さん (ポスター：左)

プロフィール

和歌山県猟友会和歌山支部所属、第一種銃猟免許保有。猟師歴3か月(4年度に登録したばかり)。大学生。

ひと言

祖父、父、愛犬と楽しく猟をする！撃った鳥はおいしくいただく！

北上 堯茂さん (ポスター：中央)

プロフィール

和歌山県猟友会紀の川・岩出支部所属、第一種銃猟免許保有。猟師歴8年。果樹(主にみかん)、野菜、水稻などの農業に従事。

ひと言

地元が山間地域で農業をしている人が多いので、少しでもイノシシなどの被害を減少させたい、また、青年部の部長としてイベントや活動を通じて若手会員増加に貢献したいと思っています。

林 亜也さん (ポスター：右)

プロフィール

和歌山県猟友会有田支部所属、第一種銃猟免許保有。猟師歴6年。接客業に従事。

ひと言

命をいただくのでなるべく残さず、そして、子供たちにも命のありがたさを伝えたいと思います。安全を第一に考え、自然界と共存できることを願っています。

令和5年度 日猟会報 (通巻第49号)

発行日 令和5年9月1日

編集・発行者 一般社団法人 大日本猟友会

会長 佐々木 洋平

〒102-0073 東京都千代田区九段北 3-2-11

TEL (03) 3234-8080

印刷所 佐川印刷株式会社

*本紙は再生紙及び環境にやさしいインクを使用しています
*本紙記事・写真等の無断掲載・引用を禁じます

【東京海上日動火災保険株式会社】 鳥獣被害対策総合補償制度をご存じですか？

2023年6月、大日本猟友会と東京海上日動は、
鳥獣被害対策総合補償制度を共同開発致しました。



この制度は、自治体が保険料負担者となり、猟友会員の捕獲事業従事中のリスクを包括的に補償する商品です。

ポイント①

一般的なハンター保険では補償対象外となる、わなの使用に起因する事故も補償対象です。

ポイント②

一般的なハンター保険では補償対象外となる、団体(猟友会組織、市町村等)が法律上の損害賠償責任を負った場合も補償対象です。

大日本猟友会としても、各自治体が事業主体である有害捕獲事業中の補償については、本制度をご活用頂くことを強く推奨しており、現在40以上の自治体が本制度に加入しています。

東京海上から各猟友会組織、自治体への個別説明も行っておりますので、以下連絡先までにお気軽にお問合せください。



パンフレット等は以下HPからダウンロード可能です。

<https://www.web-tac.co.jp/hunters/>

【お問い合わせ先】

東京海上日動火災保険株式会社 公務第一部 公務第二課

Tel : 03-3515-4124 Email : hunter.tmnf@tmnf.jp

鳥獣被害対策総合補償制度担当 宛

To Be a **Good Company**



TOKIO MARINE
NICHIDO

東京海上日動



銃猟は安全最優先

足場の確認

矢先の確認

獲物の確認

脱包の確認

ベスト・帽子の着用

大粒散弾の使用禁止

空薬きょうの回収

**くくりわな猟は
特に注意!**

⚠ 猟友会構成員の皆さんへ

安全狩猟は猟友会の基本!

**イノシシ等の逆襲注意
錯誤捕獲の防止**